

令和5年2月6日
総務部 区政情報課

世田谷区個人情報保護条例の全部改正（案）等について

1 主旨について

世田谷区では、世田谷区個人情報保護条例（以下「条例」という。）を制定し、個人情報の適正な取扱いや区民の自己に関する個人情報の開示・訂正等を求める権利の保障に取り組んできたところであるが、個人情報保護法（以下「法」という。）が改正され、これまで地方自治体がそれぞれ独自に取り組んできた個人情報保護の取組みは、国が定める全国共通のルールのもとに行うこととなった。

区としては、新たな法の枠組みの中で、可能な限り従来の区独自の個人情報保護の取組みを継承する方策を検討したいと考え、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の答申を踏まえ、条例の全部改正（素案）を取りまとめた。

その後、条例の全部改正（素案）について、区民意見提出手続（パブリックコメント）を実施するとともに、改めて審議会の意見を聴取し、条例の全部改正（案）として取りまとめたので報告する。

2 パブリックコメントの結果等

(1) 実施方法等

区のおしらせ特集号、ホームページ等により周知し、9月15日から10月6日まで意見を受け付けた。

(2) 意見等の数

47人（はがき34人・ホームページ10人・ファクシミリ2人・封書1人）から62件の意見が寄せられた。

(3) 意見等の概要（意見等の詳細は別紙1（P. 6）のとおり）

条例全般（5件）	現行条例の水準を低下させないこと ほか
条例要配慮個人情報（5件）	LGBTやDV被害者に関する個人情報を条例要配慮個人情報として条例に規定すること ほか
審議会の関与（5件）	審議会が今後も機能するようにすること ほか
開示・訂正・利用停止請求（5件）	法に規定する手続きを見直すべき ほか
行政機関等匿名加工情報（4件）	慎重に判断すべき（3件）、導入すべき（1件）

3 条例の全部改正（案）等

(1) 条例の全部改正（案）

別紙2（P. 15）のとおり。

(2) 条例の全部改正（素案）からの主な変更点

① 個人情報保護担当者に関する規定の新設（第5条第4項）

i 内容

個人情報保護管理者（課長）の下に個人情報保護担当者（係長）を設置する。

◆条例（案）該当部分抜粋（P. 16）

（総括個人情報保護管理者の設置等）

第5条 区は、個人情報の適正な管理及び保護に関する事務を総括するため、総括個人情報保護管理者を置くものとする。

2 総括個人情報保護管理者は、個人情報の適正な管理及び保護の実施を図るため、職員の研修等必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、個人情報の適正な管理及び保護の実施を図るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。

4 個人情報保護管理者は、その職務を補佐する者として、個人情報保護担当者を指定し、保有個人情報の管理及び保護に関する事務を担当させるものとする。

5 区は、個人情報の管理の状況について監査するため、個人情報保護監査責任者を置くものとする。

ii 経緯

国の個人情報保護委員会より条例での規定について助言を受け、個人情報の保護体制の全体像を示すため個人情報保護担当者についても規定することとした。

② 条例要配慮個人情報に関する規定の新設（第6条）

i 内容

法第60条第5項により、「地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものを条例で定めることができる」とされている。この規定に基づき、区として独自に、①国籍、②性的マイノリティ、③ドメスティック・バイオレンス（DV）を条例要配慮個人情報として規定する。

◆条例（案）該当部分抜粋（P. 17）

（条例要配慮個人情報）

第6条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げる記述等とする。

（1）国籍についての記述等

（2）世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号。次号において「多様性条例」という。）

第2条第6号に規定する性的マイノリティについての記述等

（3）多様性条例第2条第7号に規定するドメスティック・バイオレンスについての記述等

ii 経緯

条例全部改正（素案）の検討段階では、法の規定は同和に関する個人情報など主として地域特性（エリアとしての特性）を想定したものであるとの国の個人情報保護委員会の見解を踏まえ、条例化を見送ることとしていた。

その後、国の個人情報保護委員会より、各地方自治体が立法措置として条例を制

定し政策を展開している場合（政策としての特性がある場合）についても条例要配慮個人情報として規定可能との見解が示された。

審議会委員からは条例全部改正（素案）の段階より規定の設置に前向きな意見が出ており、パブリックコメントにおいても複数の意見が寄せられたことも踏まえ、改めて審議会の意見を聞き、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」において保護を規定している、①国籍、②性的マイノリティ、③ドメスティック・バイオレンス（DV）について条例要配慮個人情報として定めることとした。

③ 個人情報ファイル簿に係る条文の追加（第7条）

i 内容

法において作成・公表義務がない対象人数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿と同内容の帳簿を作成・公表する旨を条例に規定する。

◆条例（案）該当部分抜粋（P. 17）

（条例個人情報ファイル簿）

第7条 実施機関は、その保有する法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載した帳簿（次項において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

2 法第75条第2項及び第3項の規定は、条例個人情報ファイル簿の作成及び公表について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前条第2項第1号から第10号まで」とあるのは、「前条第2項第1号から第8号まで及び第10号」と読み替えるものとする。

ii 経緯

条例全部改正（素案）段階では、運用としての対応を想定していたが、国の個人情報保護委員会より条例での規定について助言を受け、条文を追加することとした。

④ 開示請求書、訂正請求書、利用停止請求書に関する規定の削除（P. 22）

条例全部改正（素案）段階では、各請求書に区独自の記載事項を設けることを想定していたが、国から示された標準様式を精査した結果、区独自の記載事項を設ける必要はないと判断した。

⑤ 経過措置に関する附則の追加（P. 21）

現行条例から新条例への切替えに際しての開示等請求などの取扱いを経過措置として定める。

4 条例の施行に必要な細則の検討状況

(1) 世田谷区個人情報保護管理基準（別紙6）（P. 28）参照

条例第3条第2項により整備する基準であり、区における個人情報保護に関する基本的な考え方を示す基準となる。審議会の答申を踏まえ、個人情報保護管理基準（案）として取りまとめた。内容としては、①個人情報保護管理体制、②教育研修、③保有個人情報の取扱い、④情報システムにおける安全の確保等、⑤保有個人情報の利用及び提供、⑥個人情報の取扱いの委託、⑦情報セキュリティの確保、⑧監査及び点検の実施などについて定めるものである。

(2) 審議会の個別事案への関与に関する基準等

① 所管課による個別事案の審査基準（別紙7）（P. 55）参照

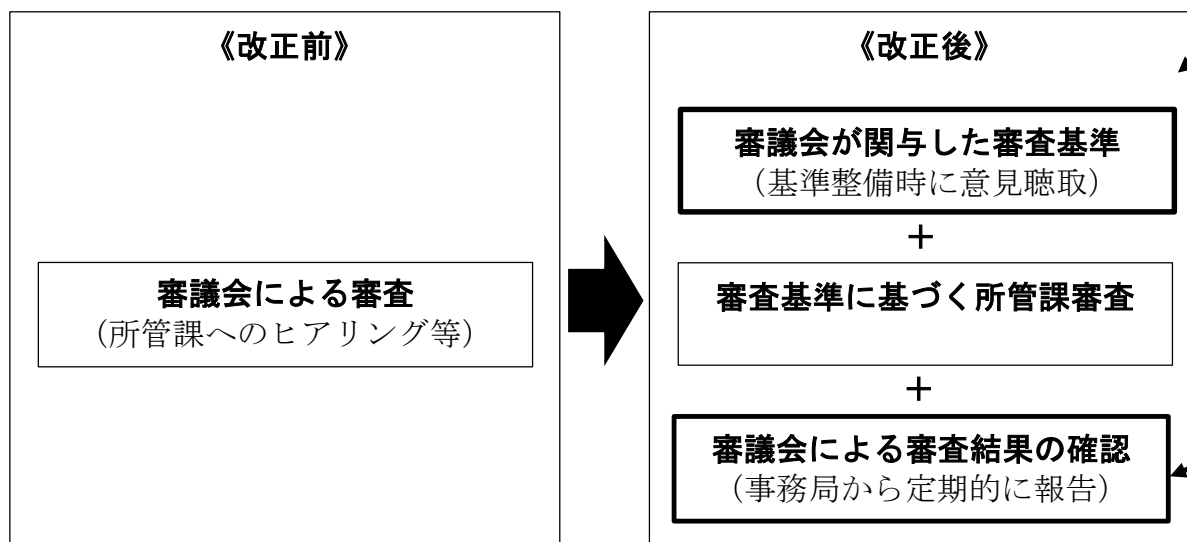
所管課による個別事案の審査基準であり、審議会の答申を踏まえ、チェックリスト形式を取り入れ①個人情報の保有に関する審査基準、②外部委託の審査基準、③目的外利用の審査基準、④外部提供の審査基準、⑤オンライン結合・システム導入における審査基準の5つの審査基準（案）として取りまとめた。

② 審議会に報告する個別事案の範囲

審議会に報告する個別事案の範囲について審議会の答申を踏まえ、次のように整理した。

改正前(審議会による審査)	改正後(審議会による審査結果の確認)
・ 外部委託、回線結合等の新規事案、変更事案	・ 法に規定する要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴等）を含む事案 ・ 条例要配慮個人情報（国籍、性的マイノリティ、DV）を含む事案

【新条例における審議会の個別事案への関与】



5 条例改正に伴う関係条例の改正

いずれも条例改正に伴う規定の整備として、条例の一部改正を行う。

(1) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（総務部）

審議会の所掌事項に関する規定の整備

別紙3（P. 23）のとおり。

(2) 世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（総務部）

審査会の設置、意見聴取等に関する規定の整備

別紙4（P. 25）のとおり。

(3) 世田谷区公文書管理条例（総務部）

引用する世田谷区個人情報保護条例の条項に関する規定の整備

別紙5（P. 27）のとおり。

(4) その他

世田谷区住民基本台帳ネットワークのセキュリティ対策に関する条例（地域行政部）	引用する世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の条項に関する規定の整備
世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（地域行政部）	引用する世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の条項に関する規定の整備
世田谷区自転車条例（土木部）	指定管理者の個人情報の管理及び保護に関する規定の整備 ※ 個人情報保護条例関連以外の改正あり

6 今後の主なスケジュール（予定）

令和5年2月 令和5年第1回区議会定例会（以下に記載の4件の条例改正案の提案）

- 世田谷区個人情報保護条例
- 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例
- 世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部を改正する条例
- 世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例

3月 職員説明会

4月 改正条例の施行

別紙 1

個人情報保護条例改正（素案）に対するパブリックコメントにおける
区民意見（概要）及び区の考え方について

- 1 意見募集の方法 区のおしらせ、ホームページ等による周知
- 2 意見募集の期間 令和4年9月15日（木）～10月6日（木）
- 3 意見提出者数 47人（内訳：はがき34人、ホームページ10人、ファクシミリ2人、封書1人）
- 4 意見件数 62件

【内訳】

項目名	件数
条例全般について	5件
個人情報の定義及び収集・利用等について	5件
条例要配慮個人情報について	5件
実施機関の責務について	1件
情報公開・個人情報保護審議会の関与について	5件
個人情報ファイル簿について	2件
開示・訂正・利用停止請求について	5件
行政機関等匿名加工情報について	4件
罰則規定について	1件
区議会について	1件
職員について	2件
その他	26件

その他、各分野個別意見については、関係所管にご意見をお伝えしています。

- 5 意見の概要及び区の考え方 以下の表のとおり

No	項目名	区民意見の概要	区の考え方
1	条例全般について (5件)	区の条例素案については、以下の点を評価する。条例改正にあたり3点を基本方針としていること、名称を「法施行条例」ではなく、改正個人情報保護条例としていること、第1条で目的として区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現等を掲げ、「法施行条例」とどまらない区の姿勢を示していること、第3条で個人情報の安全管理措置の整備、第5条で組織的な体制を規定していること、第7条の開示決定等の期限や第8条の開示請求手数料を現行ど	貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございます。

No	項目名	区民意見の概要	区の考え方
		<p>おりとしていること、第10条の訂正決定等や第12条の利用停止決定等の期限を短縮していること。</p> <p>改正後の条例の名称は「法施行条例」ではなく「個人情報保護条例」とし、現行条例の基本的理念を後退させることのないよう住民情報の保護に向けた自治体の理念・姿勢をあきらかにすること。その際基本的人権の保障や、自己情報のコントロールなど情報主体としての住民の権利を規定すること。</p> <p>現行条例の個人情報保護の水準を低下させない条例とすること。</p> <p>国に対して個人情報保護法の見直しと個人情報保護委員会の運営の改善を求めること。</p> <p>各自治体の個人情報を運用するための条例のようですが、他自治体での改正条例(素案)と比べることができないため、区独自の部分がわからない。独自部分を明確にし、何故そのようにしたのか理由を注記しわかりやすくしていただきたい。デジタル化するのであればもっと国はスリムにまとめ、各自治体の負担を減らすように努力すべきと思う。また、マイナンバーカードの利用も付加してもらいたいと思う。</p> <p>自分の身にふりかかってくる問題であることは認識できるが、具体的に理解できない。意見の提案以前に、何が議論されてきたのか、現在何が問題になっているのか理解できぬまま、「素案」という結論に対して何か反応しなければならないというようなあせりを感じた。「素案のポイント」も何がポイントか理解できなかった。</p> <p>区独自の条例素案と、国の法律との違いを、区のおしらせでわかりやすく説明してほしい。内容がよくわからないままパブリックコメントを実施されるのは、区民にとってはアリバイ的な手続きとしか理解できない。国の法律で配慮されない点は、明確に区は明記すべきだと思う。</p>	<p>条例案の名称は、「世田谷区個人情報保護条例」とします。</p> <p>個人情報の開示・訂正・利用停止請求の手続き等により、区民の自己情報コントロール権を引き続き保障します。</p> <p>また、現行条例の取組みを可能な限り継承するよう努めます。</p> <p>国への要請については、必要が生じた場合に検討するようにします。</p> <p>区民の方に制度内容がわかりやすいよう工夫し周知してまいります。</p>
2	個人情報の定義及び収集・利用等について (5件)	個人情報の定義が曖昧な気がする。どこまでが個人情報のくくりなのか。	個人情報の定義については、改正法第2条第1項に規定され、個人情報の定義は、国と地方公共団体及び

No	項目名	区民意見の概要	区の考え方
			民間等を含め統一されることになりました。
		個人情報保護の制限をできるだけ狭くして、区の所有する情報は、公明正大に、区民その他に提供することが、自治体職員がすべて全体の奉仕者である証である。区職員又は職務を代行する要員は、公務で仕事を行っており、個人としての業務ではないので、個人情報保護の対象ではないことを明確にすること。区民が有する個人情報は、この条例によって規制されないことを明確に記すこと。	開示請求の手続きにおいては、「開示請求者以外の個人に関する情報」が不開示情報となっていますが、当該個人が公務員等である場合には、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報は、不開示情報から除外されています。
		個人情報の収集は、できる限り本人からの収集に限定するよう条例に規定してほしい。情報の漏洩や紛失などが起こらないよう、万全を期した条例にしていきたい。	改正法では、個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得等の規定があります。区としては、改正法の規定を適正に運用し、取得した個人情報の保護に努めてまいります。
	現行条例では個人情報は本人から収集することが原則であるが、改正法では収集についての規定がなく、個人情報保護委員会のガイドラインでは収集を制限する条例は認めないとしている。可能な場合は本人から収集することに努める責務を、条例素案に規定すること。		
	個人情報の収集は本人からが原則である。自分の情報が誰にアクセスされ、どのように利用されたのか、知る権利を保障する点が弱いと思うので、情報収集は本人から、という原則を貫いてほしい。		
3	条例要配慮個人情報について (5件)	区の個人情報保護制度の中に性的指向、性自認等のセクシュアリティに関する項目を設けていただきたい。区にはパートナーシップ宣誓等で得た情報がたくさんあるのではないかと。性的マイノリティの人たちが安心してパートナーシップ宣誓をすることができるように、情報を守ることを明文化してほしい。パートナーシップ宣誓を全国で一番先に始めた自治体である区が、個人情報保護で他の自治体に遅れをとるのではないかと危惧している。	区では、ご意見を踏まえ、条例要配慮個人情報の規定について改めて検討を行いました。その結果、「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の趣旨等を踏まえ、「国籍」、「性的マイノリティ」及び「ドメスティック・バイオレンス」のいずれかを内容とする記述等が含まれる個人情報を、条例要配慮個人情報として条例案に規定することとしました。
		LGBTの窮状に寄り添い、その支援策に積極的に取り組んでいる区として、ぜひとも本条例の「条例要配慮個人情報」にLGBTなどセクシュアリティ情報を入れていただきたい。同性パートナーシップ宣誓	

No	項目名	区民意見の概要	区の考え方
		<p>制度は区を皮切りに全国に広がり、東京都でも開始される。こういった制度を元にしたサービスを利用した際に、セクシュアリティ情報が事業者等に不適切に扱われ、アウティングなどの被害を招かないかと危惧している。</p> <p>LGBTや同性パートナーの情報は、極めてセンシティブであり、差別を受ける可能性が高い個人情報である。国が、今回の改正個人情報保護法の要配慮個人情報にLGBT関連情報を位置付けることを見送ったことが大変残念である。既にアウティング禁止条例を定める自治体が増えている中で、日本で最もその種の個人情報を独自に蓄積しているであろう区が、未だLGBTに関する個人情報を守ろうとする姿勢を見せていないことに甚だ疑問を感じるし、もっと強く保護していただきたい。</p> <p>要配慮個人情報はできる限り収集しないよう努めることを責務として条例に規定するとともに、その扱いについて安全管理措置を整備すること。また、個人情報保護法に規定はないが不当な差別・偏見の原因となるおそれがある個人情報について、積極的に「条例要配慮個人情報」として条例に規定し管理に万全を期すこと。</p> <p>条例要配慮個人情報について、具体的な想定事項がないことから現時点では規定を置かないとしているが、過去に区でDV等被害者に関する情報の漏洩も起きており、規定しない理由が理解できない。不当な差別等に繋がる情報は条例要配慮個人情報として規定し、法定の要配慮個人情報とともにできるかぎり収集しない責務規定と、本人の被る権利利益の侵害を考慮した安全管理措置を規定していただきたい。</p>	
4	実施機関の責務について (1件)	<p>最も重要なのは、素案第3条に規定が予定されている「実施機関の責務」と思われる。その機関の中に区長があるが、区長は区全体の代表機関であり、区全体の個人情報について、管理、利用及び提供するための措置基準を定めることになると考える。各部、課の特性に応じて、具体的かつ明らかな基準が定められることが必要であると考える。</p>	<p>改正法及び改正条例案の規定等を踏まえ、「世田谷区個人情報保護管理基準」を定める予定です。新たな個人情報保護管理体制として、各課長を「個人情報保護管理者」とし、各課における個人情報の適正な管理を確保してまいります。</p>

No	項目名	区民意見の概要	区の考え方
5	情報公開・個人情報保護審議会の関与について (5件)	<p>「審議会」で有識者・住民により行政をチェックする意義を確認し、「審議会」の役割を条例に規定して今後も十分機能するようにすること。</p> <p>外部提供・目的外利用や情報管理システムの開始など、審議会に諮問してきた事柄について、今後も審議会に報告し、審議会が必要と判断した際は自発的に調査・審議等ができるようにするとともに、報告事項をホームページに掲載するなど区民にわかるようにすること。</p> <p>個人情報本人から収集するよう努めることを責務として条例に規定するとともに、現在「審議会」に諮っている例外的な本人外からの取得については、審議会に報告し、審議会により調査・審議・意見陳述ができるようにすること。</p> <p>目的外利用や外部提供が担当部署だけの判断で行われないよう、個人情報保護担当部署への報告を義務づけ、「審議会」に報告して客観性が反映される仕組みにすること。</p> <p>オンライン結合について、審議会や専門家による検証を積極的に求めリスクの最小化に努めるとともに、必要に応じて結合先に対する調査や要請を行うことを条例に規定すること。</p> <p>審議会でチェックする内容は、「要配慮」と行政が判断したものとなっているが、そのように行政の判断に委ねることなく、すべての目的外利用、外部提供、回線結合をチェックできるようにする必要がある。</p> <p>第4条に関連し、従来諮問していた事項は「要配慮個人情報」に限定せず審議会に報告し、審議会が自発的に行う調査・審議・意見陳述を保障すること。報告も事後に限定せず、できるだけ事前に行い、区のホームページ等で区民に公開すること。</p> <p>従来審議会に諮ってきた目的外利用や提供等については、新たに規定する「総括個人情報保護管理者」への事前報告と協議、審議会への報告を規定すること。</p> <p>回線結合は審議会への報告と専門家等による検証を行政に義務付けるとともに、必</p>	<p>す。</p> <p>区では、審議会に、条例や個人情報保護のための安全管理措置基準などの整備・改廃時の意見聴取などに、関与していただきます。</p> <p>審議会の委員構成は、令和5年4月1日施行の時点においては現状維持とする予定です。</p>

No	項目名	区民意見の概要	区の考え方
		<p>要に応じて「世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例」で規定する関係機関の調査等、緊急時の計画の策定、システムの停止の措置等、勧告等と同等の措置がとれるよう個人情報保護条例に規定すること。</p> <p>報告事項は区民に公開し、審議会が必要と認めた場合は調査や意見を述べることを明記してほしい。</p> <p>本人収集の原則、目的外利用や外部提供委託についても記載することを明記してほしい。</p> <p>今回の改正条例は、私たち区民にとって一番頼りになる（身近な）行政を大いに発揮するための改正であると思い、歓迎する。その上で、審議会のメンバーを増やし、審議内容を話し合う審議会を作る条例にしてくださいよう提案する。</p>	
6	個人情報ファイル簿について (2件)	<p>目的外利用や外部提供について、個人情報ファイル簿への記載等による可視化を条例に規定すること。</p> <p>個人情報ファイル簿の作成にあたっては、個人情報保護法では対象とならない保有個人情報についても対象とし、現行の目的外利用・外部提供・委託などの取扱状況を記載し公表する仕組みを下回らないものとする。</p> <p>個人情報ファイル簿を作成しその他の帳簿は作成しないとしているが、現行の「個人情報業務登録票」のように目的外利用・外部提供・委託がわかるファイル簿とすること。</p>	<p>区では、個人情報ファイル票を発展させる形で個人情報ファイル簿を作成・公表することとし、個人情報ファイル簿以外の帳簿を作成する旨の規定は置かないこととします。なお、改正法では作成・公表義務の対象ではない取扱人数「1,000人未満」の個人情報ファイル簿についても、区は対象とすることとし条例に規定します。</p>
7	開示・訂正・利用停止請求について (5件)	<p>開示請求を行わなくても、訂正請求・利用停止請求を可能にすること。</p> <p>代理人による開示等請求にあたっては、開示等請求制度の悪用を防止するため、必要に応じて本人の意思確認を行うことを条例に規定すること。</p> <p>死者に関する個人情報について、現行条例の保護水準を低下させないようにすること。</p> <p>訂正請求、利用停止請求について、個人情報保護法では開示請求の前置が要件とされているが、個人情報保護委員会のQ&Aでは、前置しなくても訂正・利用停止請求</p>	<p>訂正・利用停止請求の対象となる個人情報については、安定的な制度運用及び区における過去の事例等を考慮し、改正法の原則どおり本人が開示を受けたものを対象とすることとします。</p> <p>法定代理人による開示・訂正・利用停止請求における本人の意思確認について、国は、本人の同意を証する書類の提出を一律に義務</p>

No	項目名	区民意見の概要	区の考え方
		<p>を可能とする条例を認めている。現行どおり開示を前置しなくても訂正・利用停止請求を認めることを規定すること。</p> <p>個人情報保護委員会のQ&Aでは、利益相反する代理人により本人の生命・健康・生活・財産が害されることがないように、必要に応じ本人の意思確認を認めている。利益相反する代理人からの請求を拒む根拠を明確にするために、条例に本人確認を規定すること。</p> <p>利益相反の代理人による開示請求防止のため、本人の意思（許諾）確認を必須とするよう明記してほしい。</p> <p>区独自の改正条例の運用上の工夫の中で、条文の特例（但し書き）の設定が検討されることを望む。法の厳格さだけでなくケースバイケースの事項を考慮した条文の特例（但し書き）が必要だと思う。特例（但し書き）の例として、法に抵触しない範囲で、開示請求（第6条～第8条）は、弁護士のみならず、親権者にも適用するような運用を再考した規定を設けてもらいたい。</p> <p>個人情報であっても、その特定が明らかになされる部分、例えば、氏名、住居地の詳細、特定の職業の特定の役職を除き、人間生活・行動等の情報は開示することを明らかにすること。すなわち、「当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。」を、「当該非開示情報に係る部分以外の部分をすべて開示しなければならない。」のように、開示範囲をできるだけ広くすること。</p>	<p>付けることは認められないとしています。</p> <p>また、死者に関する情報について、改正法では、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報として保護の対象とされています。新たに「世田谷区死者の情報に関する開示請求基準」を制定する予定です。</p> <p>区では、改正法で認められる範囲で、適正に個人情報保護制度を運用してまいります。</p> <p>なお、改正法において開示請求権が認められている法定代理人には、未成年者の親権者が含まれます。</p>
8	行政機関等匿名加工情報について (4件)	<p>行政機関等匿名加工情報の提供制度導入にあたっては、判断基準を審議会に諮問して作成し、提案内容を公表し、公益性について慎重に検討すること。</p> <p>行政機関等匿名加工情報の提供はどんどんやってほしい。法改正導入と同時に実施すべき。区にはデジタル先進自治体としてトップランナーを目指してもらいたい。区での個人情報の取扱いもデジタル社会の最先端を走るような利活用や保護を行ってほしい。</p> <p>匿名加工情報の提供に関する規定が提案</p>	<p>行政機関等匿名加工情報の提供制度については、区民が情報主体であることを十分意識して、極めて慎重に検討していく必要があるため、令和5年4月1日時点の導入は見送ります。</p>

No	項目名	区民意見の概要	区の考え方
		<p>されなかったのは区の良識を感じる。今後、法改正によりすべての自治体に義務付けられることもあり得るので、答申において極めて慎重に検討すべきとされた意見が活かされるように強く望む。</p> <p>条例素案については特に異論はないが、今後検討が行われるであろう「行政機関等匿名加工情報の提供」と「条例要配慮個人情報」の取扱いは、慎重に検討いただきたい。</p>	
9	罰則規定について (1件)	条例の構成をみると情報漏洩認定と罰則に関する規定がないようだが、この点はどうなっているのか。これまで違反や罰則の事例はあるのか。個人情報は電子化されていくのであろうが、情報漏洩防止責務と違反に対する罰則に関する規定は検討されているのか。	情報漏洩等による罰則は、改正法に規定されており、その規定が適用されることとなります。 区では、現行条例に基づく罰則が適用されたことはありません。
10	区議会について (1件)	地方議会における個人情報の適切な取扱いを定めること。	区議会では、区議会のみを対象とした独自条例の制定に向け検討を進めているとのことです。
11	職員について (2件)	<p>条例を守れるかどうかの問題である。区職員の個人情報の取扱いに対する意識を高め、誤りを犯さないようにしていただきたい。</p> <p>区民の人権保護のため、区民からの情報収集と、関係者（区民の個人情報を守るための業務に関わる区職員、関係者）の保護を条例で制定し、活動するための資源（組織、人、予算）を準備するようお願いする。教育も忘れないでいただきたい。</p>	改正法及び改正条例に基づく個人情報保護制度を適正に運用するため、職員に対し制度周知及び研修を実施してまいります。
12	その他 (26件、ただし、右欄記載の他18件は件数のみ計上)	<p>国のデジタル施策には、情報がどこへ行くのかの危険を感じる。国のシステムが止まっても機能するような、区独自のシステムが最低限あるとよい。</p> <p>日本全体で統一的に個人情報が紐付けられてしまうということに不安を感じている。子どもたちの情報を第三者に渡されてしまうことには不信感しかない。憲法が定めている地方自治の基本原則から外れていると思う。今の時代は、むしろ個人情報を国に渡すことなどないようお願いする。全ての機関との紐付けに反対する。</p> <p>1) クラウドは国内管理、2) 社内サーバーはネットに繋がらない、3) 社内サーバーの取扱いはトリプル管理、4) 漏えいやス</p>	区において個人情報の提供や情報システムにおける安全の確保等が適正に行われるよう取り組んでまいります。

No	項目名	区民意見の概要	区の考え方
		<p>パイ行為等は重罪にすべきである。</p> <p>他人に個人情報盗まれないようにするだけでなく、自分で自分の情報が得られないという状況がないようにしていただきたい。セキュリティを強化するあまり、自分が自分であることを証明するのにハードルが上がっては「情報」の意味がなくなってしまう。</p> <p>区への書類提出用封筒には、提出書類に住所・氏名等の記載欄があるにも関わらず、封筒裏面に住所・氏名の記載欄があり、不要ではないか。また、このパブリックコメントのはがきには、個人情報保護についての配慮が全くない。</p> <p>民間サービスの会員等に加入しアドレスを記入すると、数日後には色々な所からセールスの連絡があり迷惑している。個人情報を護る人が必要になるのではないか。</p> <p>町会等の名簿を全住民に配布することが必要である。日常、非常事態いずれにおいても近隣で共助し、情報共有していく必要性が高まっている。その手段として、名簿の有効的な活用が大事である。</p> <p>これまでの区独自の取組みを可能な限り継承するための改正条例素案をとりまとめ、パブリックコメントを実施したことに敬意を表す。当初は、取り扱う個人情報の数が5千人以下の組織や団体は個人情報保護法の対象外だったが、今は対象であり、災害避難や学校の名簿の取扱いが難しい。区の地域連携カレッジ終了の際に参加者への連絡が困難であり、要改善である。</p>	<p>改正法及び改正条例に基づく開示・訂正・利用停止請求の制度等を適正に運用し、区民の自己情報コントロール権の保障に取り組んでまいります。</p> <p>ご意見につきましては、今後の取組みの参考とさせていただきます。</p>

世田谷区個人情報保護条例（案）

世田谷区個人情報保護条例（案）	（素案）からの 変更点に係る説明
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、区における個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。</p>	
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）で使用する用語の例による。</p>	表現の精査
<p>（実施機関等の責務）</p> <p>第3条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たっては、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 区は、法第66条に規定する措置を行うため、規則で定めるところにより必要な基準を整備しなければならない。</p>	表現の精査（第2項の基準の整備は実施機関ごとでなく、区として一括で行う。）

世田谷区個人情報保護条例（案）	（素案）からの 変更点に係る説明
<p>（世田谷区情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取等）</p> <p>第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成4年3月世田谷区条例第3号）第1条に規定する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。</p> <p>（1）この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</p> <p>（2）前条第2項に規定する基準を策定し、又は改廃しようとする場合</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、審議会にその報告をするものとする。</p> <p>（1）<u>法第66条に規定する措置その他個人情報保護に関する取組のうち規則で定めるものを行った場合</u></p> <p>（2）<u>法第68条第1項の規定により個人情報保護委員会に保有個人情報の漏えい等について報告した場合</u></p>	<p>表現の精査（「規則で定める」の範囲の明確化（第2項第1号）等）</p>
<p>（総括個人情報保護管理者の設置等）</p> <p>第5条 <u>区は、個人情報の適正な管理及び保護に関する事務を総括するため、総括個人情報保護管理者を置くものとする。</u></p> <p>2 <u>総括個人情報保護管理者は、個人情報の適正な管理及び保護の実施を円るため、職員の研修等必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 実施機関は、<u>個人情報の適正な管理及び保護の実施を円るため、個人情報保護管理者を設置しなければならない。</u></p> <p>4 <u>個人情報保護管理者は、その職務を補佐する者として、個人情報保護担当者を指定し、保有個人情報の管理及び保護に関する事務を担当させるものとする。</u></p> <p>5 <u>区は、個人情報の管理の状況について監査するため、個人情報保護監査責任者を置くものとする。</u></p>	<p>表現の精査（「区」を主語に変更した（第1項及び第5項）。また、「安全」と「保護」で意味が重複するため、「安全保護」から「保護」へ変更した（第1項から第3項まで）。）</p> <p>個人情報の保護体制の全体像を示すため、個人情報保護担当者についても規定することとした（第4項）。</p>

世田谷区個人情報保護条例（案）	（素案）からの 変更点に係る説明
<p><u>（条例要配慮個人情報）</u> <u>第6条 法第60条第5項の条例で定める記述等は、次に掲げる記述等とする。</u> <u>（1）国籍についての記述等</u> <u>（2）世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号。次号において「多様性条例」という。）第2条第6号に規定する性的マイノリティについての記述等</u> <u>（3）多様性条例第2条第7号に規定するドメスティック・バイオレンスについての記述等</u></p>	<p>新たに条例要配慮個人情報に関する規定を設けた。</p> <p>【参考】 要配慮個人情報（法第2条第3項）…人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴等</p>
<p><u>（条例個人情報ファイル簿）</u> <u>第7条 実施機関は、その保有する法第74条第2項第9号に掲げる個人情報ファイルについて、それぞれ同条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる事項その他政令で定める事項並びに記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨を記載した帳簿（次項において「条例個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</u> <u>2 法第75条第2項及び第3項の規定は、条例個人情報ファイル簿の作成及び公表について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「前条第2項第1号から第10号まで」とあるのは、「前条第2項第1号から第8号まで及び第10号」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>新たに1,000人未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿と同等の内容の帳簿を条例個人情報ファイル簿として作成・公表する規定を設けた。</p>

世田谷区個人情報保護条例（案）	（素案）からの 変更点に係る説明
<p>（開示決定等の期限）</p> <p><u>第8条</u> 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内になければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）この項を適用する旨及びその理由</p> <p>（2）残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</p>	<p>表現の精査</p>
<p>（開示請求に係る手数料及び費用負担）</p> <p><u>第9条</u> 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。</p> <p>2 保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>3 前項の費用については、区長が別に定める。</p>	

世田谷区個人情報保護条例（案）	（素案）からの 変更点に係る説明
<p>（訂正決定等の期限）</p> <p><u>第10条</u> 訂正決定等は、訂正請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）この項を適用する旨及びその理由</p> <p>（2）訂正決定等をする期限</p>	表現の精査
<p>（利用停止決定等の期限）</p> <p><u>第11条</u> 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から15日以内に行わなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、<u>前2項</u>の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>（1）この項を適用する旨及びその理由</p> <p>（2）利用停止決定等をする期限</p>	表現の精査
<p>（実施状況の公表）</p> <p><u>第12条</u> 区長は、毎年1回、実施機関による保有個人情報の管理等の状況を取りまとめ、公表しなければならない。</p>	

世田谷区個人情報保護条例（案）	（素案）からの 変更点に係る説明
<p>（国等への要請）</p> <p>第13条 区長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、<u>国、他の地方公共団体等</u>に対し、適切な措置をとるよう要請するものとする。</p>	<p>表現の精査（素案では要請先として記載していた個人情報保護委員会は国の機関であり、「国」と重複していたため削除した。）</p>
<p>（委任）</p> <p>第14条 <u>この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>表現の精査</p>
<p>附則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p>	

世田谷区個人情報保護条例（案）	（素案）からの 変更点に係る説明
<p>（経過措置）</p> <p>第2条 次に掲げる者に係るこの条例による改正前の世田谷区個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項及び第13条第2項の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第2条第4号に規定する個人情報等（以下「旧個人情報等」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。</p> <p>（1）この条例の施行の際、現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報等の取扱いに従事していた者</p> <p>（2）この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報等の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者</p> <p>2 この条例の施行の日前に旧条例第19条、第29条又は第36条の規定による請求がされた場合における当該請求に係る手続については、なお従前の例による。</p> <p>3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第7号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。</p> <p>（1）この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者</p> <p>（2）第1項第2号に掲げる者</p> <p>4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報等をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</p> <p>5 この条例の施行により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。</p> <p>6 この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>新たに旧条例から新条例に切り替える際の経過措置に関する規定を設けた。</p> <p>①旧条例時に業務上知り得た個人情報を適切に取り扱う義務を条例切替後も継続</p> <p>②条例切替前に行われた開示請求等は旧条例により処理</p> <p>③条例切替前の保有個人情報を条例切替後に不適切に提供した場合に適用する罰則</p> <p>④条例切替前の保有個人情報を条例切替後に不正な利益目的で提供等した場合に適用する罰則</p> <p>⑤旧条例違反行為への旧条例の適用</p> <p>⑥旧条例違反による罰則の効力の継承</p>

世田谷区個人情報保護条例（案）	（素案）からの 変更点に係る説明
<p>【素案から削除した条項】</p> <p>（開示請求の手續）</p> <p>第6条 法第76条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。</p> <p>（訂正請求の手續）</p> <p>第9条 法第90条の規定に基づき訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。</p> <p>（利用停止請求の手續）</p> <p>第11条 法第98条の規定に基づき利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。</p>	<p>国の示した請求書の標準様式を精査した結果、区として独自の記載事項を設ける必要がないことが判明したため、区として独自の記載事項を設けるとした各規定を削除した。</p>

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例 平成4年3月12日条例第3号 (設置)</p> <p>第1条 世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）による情報公開制度及び世田谷区個人情報保護条例（<u>令和5年3月世田谷区条例第 号</u>。以下「個人情報保護条例」という。）による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、区長の附属機関として、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>(1) 個人情報保護条例の規定により <u>区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は農業委員会</u>が審議会の意見を聴くこととされた事項</p> <p>(2) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</p> <p>(3) 情報公開制度の運営に関する重要事項</p> <p><u>(4) 電子計算組織の運営に関する重要事項</u></p> <p>2 審議会は、情報公開制度の運営に関する重要事項について、<u>区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会又は議会</u>に対して提言することができる。</p>	<p>○世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例 平成4年3月12日条例第3号 (設置)</p> <p>第1条 世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）による情報公開制度及び世田谷区個人情報保護条例（<u>平成4年3月世田谷区条例第2号</u>。以下「個人情報保護条例」という。）による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）による特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、区長の附属機関として、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項について区長の諮問に応じて審議し、答申する。</p> <p>(1) 個人情報保護条例の規定により <u>実施機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会をいう。以下同じ。）</u>が審議会の意見を聴くこととされた事項</p> <p>(2) 番号法第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項</p> <p>(3) 情報公開制度の運営に関する重要事項</p> <p><u>(4) 個人情報保護制度の運営に関する重要事項</u></p> <p><u>(5) 電子計算組織の運営に関する重要事項</u></p> <p>2 審議会は、情報公開制度、<u>個人情報保護制度及び電子計算組織</u>の運営に関する重要事項について、<u>実施機関</u>に対して提言することができる。</p>

改正後	改正前
<p><u>3 審議会は、個人情報保護制度及び電子計算組織の運営に関する重要事項について、区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員又は農業委員会に対して提言することができる。</u></p> <p>(意見聴取等)</p> <p>第9条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者<u>に</u>必要な資料の提出を求めることができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(意見聴取等)</p> <p>第9条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者<u>から</u>必要な資料の提出を求めることができる。</p>

世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月12日条例第4号</p> <p>（世田谷区行政不服審査会の設置等）</p>	<p>○世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成4年3月12日条例第4号</p> <p>（世田谷区行政不服審査会の設置等）</p>
<p>第1条の2 世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第17条及び世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第25条の規定による諮問（以下「条例諮問」という。）に応じて審査を行うため、区長の附属機関として、世田谷区行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p>	<p>第1条の2 世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第17条、<u>世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第43条</u>及び世田谷区公文書管理条例（令和2年3月世田谷区条例第4号）第25条の規定による諮問（以下「条例諮問」という。）に応じて審査を行うため、区長の附属機関として、世田谷区行政不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</p>
<p>2 審査会は、法第81条第1項に規定する区長の附属機関を兼ねるものとする。</p> <p>（意見聴取等）</p>	<p>2 審査会は、法第81条第1項に規定する区長の附属機関を兼ねるものとする。</p> <p>（意見聴取等）</p>
<p>第7条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、関係職員その他の関係人又は専門的事項に関する知識等を有する者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者<u>に</u>必要な資料の提出を求めることができる。</p>	<p>第7条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、関係職員その他の関係人又は専門的事項に関する知識等を有する者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者<u>から</u>必要な資料の提出を求めることができる。</p>
<p>2 審査会は、条例諮問に係る審査のため必要があると認めるときは、実施機関（世田谷区情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、開示決定等（<u>同</u>条例第11条第1項に規定する開示決定等をいう。）に係る行政情報（<u>同</u>条例第2条第2項に規定する行政情報をいう。）の提示を求め、又は区長に対し、利用決定等（世田谷区公文書管理条例第16条各項の決定をいう。）に係る特定重要公文書（同条例第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。）の提示を求めることができる。</p>	<p>2 審査会は、条例諮問に係る審査のため必要があると認めるときは、実施機関（世田谷区情報公開条例第2条第1項<u>及び世田谷区個人情報保護条例第2条第2号</u>に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、開示決定等（<u>世田谷区情報公開条例</u>第11条第1項に規定する開示決定等 <u>又は世田谷区個人情報保護条例第25条第1項に規定する開示決定等、同条例第33条第1項に規定する訂正決定等若しくは同条例第40条第1項に規定する利用中止決定等</u>をいう。）に係る行政情報（<u>世田谷区情報公開</u>条例第2条第2項に規定する行政情報をいう。）<u>若しくは保有個人情報等（世田谷区個人情報保護条例第2条第</u></p>

改正後	改正前
<p>3 審査会は、前項に定める場合のほか、条例諮問に係る審査のため必要があると認めるときは、実施機関の意見若しくは説明を聴き、又は実施機関に<u>必要な資料の提出を求め</u>ることができる。この場合において、審査会は、必要があると認めるときは、当該資料の写しを審査請求人に送付することができる。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例の施行前に、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第43条の規定により世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例第1条の2第1項に規定する審査会に諮問をした事案であって、この条例の施行の際に当該諮問に対する答申がされていないものについての調査審議の</u><u>手続は、この条例による改正後の第1条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>7号に規定する保有個人情報等をいう。)</u>の提示を求め、又は区長に対し、利用決定等（世田谷区公文書管理条例第16条各項の決定をいう。）に係る特定重要公文書（同条例第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。）の提示を求めることができる。</p> <p>3 審査会は、前項に定める場合のほか、条例諮問に係る審査のため必要があると認めるときは、実施機関の意見若しくは説明を聴き、又は実施機関<u>から</u>必要な資料の提出を求めることができる。この場合において、審査会は、必要があると認めるときは、当該資料の写しを審査請求人に送付することができる。</p>

世田谷区公文書管理条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区公文書管理条例 令和2年3月4日条例第4号 (個人情報の漏えい防止)</p> <p>第12条 区長は、特定重要公文書に<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報が含まれる場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じる等、その適正な管理を行わなければならない。</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区公文書管理条例 令和2年3月4日条例第4号 (個人情報の漏えい防止)</p> <p>第12条 区長は、特定重要公文書に<u>世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第2条第1号</u>に規定する個人情報が含まれる場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じる等、その適正な管理を行わなければならない。</p>

別紙 6

世田谷区個人情報保護管理基準 (案)

施行日：令和5年4月1日

目 次

第1	趣旨	1
第2	個人情報保護管理体制	1
1	総括個人情報保護管理者	1
2	個人情報保護管理者	1
3	個人情報保護担当者	2
4	個人情報保護監査責任者	2
5	個人情報保護管理委員会	2
第3	職員の責務	2
第4	教育研修	2
第5	保有個人情報の取扱い	3
1	アクセス制限	3
2	複製等の制限	3
3	誤りの訂正等	3
4	媒体の管理等	4
5	誤送付等の防止	4
6	廃棄等	4
7	保有個人情報の取扱状況の記録	4
8	外部環境の把握	5
第6	情報システムにおける安全の確保等	5
1	アクセス制御	5
2	アクセス記録	5
3	アクセス状況の監視	5
4	管理者権限の設定	6
5	外部からの不正アクセスの防止	6
6	不正プログラムによる漏えい等の防止	6
7	情報システムにおける保有個人情報の処理	6
8	暗号化	6
9	記録機能を有する機器・媒体の接続制限	6
10	端末の限定	7
11	端末の盗難防止等	7
12	第三者の閲覧防止	7
13	入力情報の照合等	7
14	バックアップ	7
15	情報システム設計書等の管理	7

第7	情報システム室等の安全管理	7
1	入退管理	7
2	情報システム室等の管理	8
第8	保有個人情報の利用及び提供	8
1	保有個人情報の提供における必要な手順	8
2	保有個人情報の提供における特別な措置	8
第9	個人情報の取扱いの委託	9
1	業務の委託等	9
2	その他	11
第10	情報セキュリティの確保	11
第11	安全管理上の問題への対応	11
1	事案の報告及び再発防止措置	11
2	法に基づく報告及び通知	12
3	公表等	12
第12	監査及び点検の実施	12
1	監査	12
2	点検	12
3	評価及び見直し	13
別紙1	個人情報を取り扱う業務の外部委託基準	14
別紙2	個人情報を取り扱う業務委託の特記事項	15
参考1	電算処理の外部委託基準	17
参考2	電算処理の業務委託契約の特記事項 (兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項)	19

第1 趣旨

この基準は、令和5年4月1日に施行される改正個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項の規定等及び改正世田谷区個人情報保護条例（令和5年3月条例第〇号。以下「条例」という。）第3条第2項の規定等を踏まえ、各実施機関が保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として基準を定めるものである。

各実施機関においては、この基準に則り、保有個人情報の漏えい等が生じた場合に区民が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

また、電子計算機を用いて保有個人情報を取り扱う場合においては、世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年4月世田谷区規則第47号）第5章に規定する情報セキュリティポリシー及び学校教育に供する電子計算組織の運営に関する規則（平成20年3月世田谷区教育委員会規則第9号）第6章に規定する情報セキュリティ対策（以下「情報セキュリティポリシー等」という。）に則ったセキュリティ対策を講じたうえで、取り扱う保有個人情報の性質等に起因するリスクに応じた措置を講じなければならない。

なお、国が示す「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」が改定された場合のほか必要に応じて、この基準を見直すものとする。

第2 個人情報保護管理体制

1 総括個人情報保護管理者

世田谷区副区長の担任事項に関する規程に基づき総務部を担任する副区長を総括個人情報保護管理者とする。総括個人情報保護管理者は、各実施機関における保有個人情報の管理に関する事務を総括する任に当たる。

2 個人情報保護管理者

保有個人情報を取り扱う各課に個人情報保護管理者を一人置き、課長をもって充てる。個人情報保護管理者は、各課における保有個人情報の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報を情報システムで取り扱う場合、個人情報保護管理者は、情報化管理者として、本基準のほか、情報セキュリティポリシー等に則った措置が講じられていることを確認する。

3 個人情報保護担当者

保有個人情報を取り扱う各課に、当該課の個人情報保護管理者が指定する個人情報保護担当者を置く。個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者を補佐し、各課における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

4 個人情報保護監査責任者

総務部長をもって充てる。個人情報保護監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

5 個人情報保護管理委員会

総括個人情報保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため個人情報保護管理委員会を設け、定期に又は随時に開催する。この委員会は、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることができる。

第3 職員の責務

職員は、法及び条例の趣旨に則り、関連する法令及び規程等の定め並びに総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第4 教育研修

- 1 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。
- 2 総括個人情報保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 総括個人情報保護管理者は、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者に対し、課の保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。

- 4 個人情報保護管理者は、当該課の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括個人情報保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

第5 保有個人情報の取扱い

1 アクセス制限

- (1) 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容(※)に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

(※) 特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。

- (2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- (3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

2 複製等の制限

職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、個人情報保護管理者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、個人情報保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

3 誤りの訂正等

職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

4 媒体の管理等

職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を施錠できる場所に保管する。取り違えや紛失を防止するため、各媒体の保管場所の区域を定めること。記録されている保有個人情報の性質に応じ、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管等を行う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

5 誤送付等の防止

職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体（※）の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。

（※）文書の内容だけでなく、付加情報（PDFファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることに注意する。

6 廃棄等

職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

7 保有個人情報の取扱状況の記録

個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

8 外的環境の把握

保有個人情報、外国（※）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（※）クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国も該当する。

第6 情報システムにおける安全の確保等

1 アクセス制御

（1）個人情報保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下第6（情報システムにおける安全の確保等）（13を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる（※）。

（※）アクセス制御の措置内容は、第5（保有個人情報の取扱い）1（1）により設定した必要最小限のアクセス権限を具体化するものである必要がある。

（2）個人情報保護管理者は、上記（1）の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

2 アクセス記録

（1）個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

（2）個人情報保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

3 アクセス状況の監視

個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

4 管理者権限の設定

個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

5 外部からの不正アクセスの防止

個人情報保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

6 不正プログラムによる漏えい等の防止

個人情報保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

7 情報システムにおける保有個人情報の処理

職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。個人情報保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

8 暗号化

個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員（※）は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

（※）職員が行う暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。

9 記録機能を有する機器・媒体の接続制限

個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

1 0 端末の限定

個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

1 1 端末の盗難防止等

- (1) 個人情報保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。
- (2) 職員は、個人情報保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

1 2 第三者の閲覧防止

職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されないことがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

1 3 入力情報の照合等

職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。

1 4 バックアップ

個人情報保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

1 5 情報システム設計書等の管理

個人情報保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

第7 情報システム室等の安全管理

1 入退管理

- (1) 個人情報保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講ずる。また、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設

を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。

- (2) 個人情報保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- (3) 個人情報保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

2 情報システム室等の管理

- (1) 個人情報保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備の設置等の措置を講ずる。
- (2) 個人情報保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第8 保有個人情報の利用及び提供

1 保有個人情報の提供における必要な手順

個人情報は、法令の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り保有するものであり、利用目的はできる限り特定しなければならず、その利用目的を超えて保有個人情報を利用又は提供することは原則として禁止されている。

法第69条に定められている場合のみ利用又は提供が可能となるため、利用又は提供を求められた場合、同条に照らし合わせてその可否を適切に検討しなければならない。

各課の個人情報保護管理者は、利用又は提供を行うにあたり、情報公開・個人情報保護審議会の意見を踏まえ、区として作成した「審査基準」を用いてその可否を判断する。個人情報保護管理者は、各「審査基準」を取りまとめ、総括個人情報保護管理者あてに提出する。

なお、同条は、利用又は提供についての制限に関する規定であり、仮に、同条の規定で利用又は提供が可能となる場合であっても、安易な利用又は提供を行わないよう、注意しなければならない。

2 保有個人情報の提供における特別な措置

- (1) 個人情報保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者（※）に保有個人情報を提供する場合には、上記のとおり、「審査基準」に基づき可否を判断するほか、法第70条の規定に基づ

き、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすことが必要である。

（※）法第69条第2項第3号について、国の行政機関を除く機関の一部（例：独立行政法人国立病院機構）においては、法第5章第2節ではなく第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）が適用される。そのため、区（行政機関等）と同等の安全管理措置が取られているとは言えないことから、個人情報が適切に取り扱える体制であることを確認する必要がある。

- （2）個人情報保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- （3）個人情報保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、上記（1）及び（2）に規定する措置を講ずる。

第9 個人情報の取扱いの委託

1 業務の委託等

- （1）個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託（※）する場合には、「個人情報を取り扱う業務の外部委託基準」（別紙1）に則り、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。なお、委託する業務に電算処理に係る業務が含まれる場合においては、「電算処理の外部委託基準」（参考1）に則り、必要な措置を講ずる。

また、契約に際しては、次に記載する①から⑧までの事項を明記した「個人情報を取り扱う業務委託の特記事項」（別紙2）（又は「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項）」（参考2））に記載されている内容を相手方に遵守させなければならない。

各課の個人情報保護管理者は、外部委託を行うにあたっては、第8（保有個人情報の利用及び提供）の方法と同様に、情報公開・個人情報保護審議会の意見を踏まえ、区として作成した「審査基準」を用いてその可否を判断した後、各「審査基準」を取りまとめ、総括個人情報保護管理者あてに提出する。

なお、(※)のとおり、「契約書」を取り交わさない又は支出が伴わない場合等においても、外部の者に個人情報を取り扱わせる場合は、法第66条における安全管理措置の対象となる場合がある。この場合、当該業務においては外部委託基準を遵守する必要があることに留意する。

加えて、委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先(再委託先を含む。)が個人情報について不適切な取扱いを行ったときは、委託元である区による法違反と判断され得ることから、委託先における個人情報の取扱い状況を必要に応じ又は随時に確認できるよう体制を整える必要がある。

(※)「委託」とは、契約の形態・種類を問わず、実施機関が他の者に個人情報の取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人情報の入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるが、これらに限られない。

- ① 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務に関する事項
 - ② 個人情報の複製等の制限に関する事項
 - ③ 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)の原則禁止に関する事項
 - ④ 個人情報の安全管理措置に関する事項
 - ⑤ 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - ⑥ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - ⑦ 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - ⑧ 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項(再委託先の監査等に関する事項を含む。)
- (2) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- (3) 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
- (4) 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に上記(1)の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託

元自らが上記（３）の措置を実施する。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- （５）保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

２ その他

保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第 10 情報セキュリティの確保

情報セキュリティポリシー等に則ったセキュリティ対策を講じたうえで、取り扱う保有個人情報の性質等に起因するリスクに応じた措置を講じる。

第 11 安全管理上の問題への対応

1 事案の報告及び再発防止措置

- （１）保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者に報告する（※）。

（※）職員は、当該事案の発生（事案発生のおそれを含む。）を認識した場合、時間を要する事実確認を行う前に、個人情報保護管理者に報告する。

- （２）個人情報保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。

- （３）個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報保護管理者に当該事案の内容等について報告する。

- (4) 総括個人情報保護管理者は、上記(3)による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を区長に速やかに報告する。
- (5) 個人情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部署に再発防止措置を共有する。

2 法に基づく報告及び通知

法第68条第1項の規定による、次に記載の(1)から(5)までのいずれかに該当する漏えい等の事態において、国の個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、上記1(1)から(5)までの対応と並行して、速やかに委員会への報告等所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力する。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下(2)から(5)までにおいて同じ。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (5) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

3 公表等

法第68条第1項の規定による委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずる。

区民の不安を招きかねない事案(例えば、公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等)については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、委員会へ情報提供を検討し速やかに必要な対応をとる。

第 1 2 監査及び点検の実施

1 監査

個人情報保護監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、上記の第 2（個人情報保護管理体制）から第 1 1（安全管理上の問題への対応）までに記載する措置の状況を含む当該実施機関における保有個人情報の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）（※）を行い、その結果を総括個人情報保護管理者に報告する。

（※）保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、実地監査を含めた重点的な監査として行うものとする。

2 点検

個人情報保護管理者は、各課における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護管理者に報告する。

3 評価及び見直し

総括個人情報保護管理者、個人情報保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

別紙1（第9関係）

個人情報を取り扱う業務の外部委託基準

1 外部委託における基本的な考え方

- （1）委託する個人情報の項目を特定し、必要最小限度の範囲で取り扱わせることができる状態で委託を行う。必要に応じて仮名・匿名化も検討すること。
- （2）委託先（再委託先を含む。以下同じ。）が本基準における「外部委託における条件」を遵守できる者であることを確認しなければならない。
- （3）委託する業務に電算処理に係る業務が含まれる場合においては、「電算処理の外部委託基準」を満たしていなければならない。

2 外部委託における条件

個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合には、次に掲げる事項を当該委託の条件としなければならない。各条件の具体的内容については、「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」に示す。

なお、特記事項を付さない（契約を締結しない）委託を行う場合においても、必ず同条件を付さなければならないことに留意すること。

- ・ 秘密保持義務
- ・ 目的外使用及び外部提供の禁止
- ・ 複写等の禁止
- ・ 再委託の禁止
- ・ 安全管理体制等の通知
- ・ 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却
- ・ 漏えい等の対応
- ・ 監査、施設への立入検査の受入れ
- ・ 契約解除及び損害賠償責任の定め

(案)

別紙2 (第9関係)

個人情報を取り扱う業務委託の特記事項

(秘密保持義務)

- 1 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(書面主義の原則)

- 2 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

(管理体制等の通知)

- 3 受託者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を委託者に提出しなければならない。
 - (1) 個人情報保護に関する社内規程又は基準
 - (2) 以下の内容を含む従事者名簿
 - ① 個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割
 - ② 委託業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所
 - ③ 緊急連絡先一覧
 - (3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書

(再委託の禁止)

- 4 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

- 5 受託者は、個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 6 受託者は、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
- 7 委託者の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに

当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は委託者へ提出しなければならない。

(安全管理措置の実施)

- 8 受託者は、委託業務において、委託者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。
- 9 受託者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。
- 10 受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の事故を防止しなければならない。

(委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

- 11 受託者は、委託業務が終了したときは、直ちに、委託業務に使用した個人情報の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。

(委託業務の報告)

- 12 受託者は、委託者に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

(監査、施設への立入検査の受入れ)

- 13 受託者は、委託者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。
- 14 受託者は、委託者が必要とする場合は、業務執行場所へ委託者の職員の立入りを認めるものとする。

(個人情報の漏えい等の対応)

- 15 受託者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに委託者に対して連絡するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

- 16 受託者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、委託者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、委託者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。

参考 1

【現行】

電算処理の外部委託基準

第 1 目的

電算処理に係わる業務を外部委託する場合において、世田谷区の定める情報セキュリティ水準を確保するため、世田谷区情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先による業務の遂行を契約等により適切に管理する必要がある。本基準は、委託元である世田谷区の職員が、委託先を適切に管理する上で、遵守すべき事項について定めることを目的とする。

第 2 対象者

本基準の対象者は、情報システム及び電算処理業務を外部委託し、委託元として業務を行う全ての職員及び情報セキュリティ管理者を対象とする。

第 3 外部委託先の管理

電算処理を外部委託する場合においては、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 1 電算処理の外部委託により、情報資産及び個人情報の保護に支障が生ずることがないこと。
- 2 電算処理の外部委託の契約相手方が、本基準の「第 4 外部委託契約における条件」を遵守できる管理体制及び設備を有する者であること。
- 3 外部委託先の選定にあたり「第 4 外部委託契約における条件」に基づき、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること。

第 4 外部委託契約における条件

電算処理を外部委託する場合においては、次に掲げる事項を当該契約の条件としなければならない。なお、各契約条件の具体的内容については、別紙「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項）」に示す。

- ・ 秘密保持義務
- ・ 管理体制等の通知
- ・ 再委託の禁止
- ・ 目的外利用の禁止
- ・ 業務執行場所、業務日程の通知
- ・ 物理的セキュリティ対策

- ・ 人的セキュリティ対策
- ・ 技術的及び運用におけるセキュリティ対策
- ・ データのセキュリティ対策
- ・ 電算処理機器の修理又は廃棄
- ・ 委託業務の報告
- ・ 監査、施設への立入り検査の受入れ
- ・ 緊急時の対応
- ・ サービスレベルの保証
- ・ 損害賠償

第5 確認・措置等

外部委託に関する管理責任を有する委託元部門責任者及び担当者は、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が、外部委託契約における条件に基づき確保されていることを定期的に確認し、その内容をネットワーク管理者に報告するとともに、その重要度に応じその重要度に応じて統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

参考 2

【案】

電算処理の業務委託契約の特記事項
(兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項)

(秘密保持義務)

- 1 受託者は、当該委託契約（業務内容に保守委託を伴う賃貸借契約等を含む。以下同じ。）に係る電算処理業務（以下「委託業務」という。）により知り得た個人情報その他の情報（以下「情報」という。）を、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならず、この旨を委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）へ周知徹底しなければならない。また、契約期間満了後も、同様とする。

(書面主義の原則)

- 2 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。

(管理体制等の通知)

- 3 受託者は、当該委託契約の締結後直ちに、以下の文書を区に提出しなければならない。提出後に内容の変更があった場合も、同様とする。
- (1) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準
 - (2) 以下の内容を含む従事者名簿
 - ① 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所
 - ② 委託業務において個人情報を取り扱う者の氏名、責任、役割及び個人情報の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所
 - ③ 委託業務に関する緊急時連絡先一覧
 - (3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書
 - (4) 委託業務において使用する情報システムのネットワーク構成図（特定個人情報ファイル（コンピュータ等で検索することができるよう体系的に構成した情報の集合体であって、個人番号をその内容に含むもの。以下同じ。）を取り扱う場合のみ。第 23 項の事項を証するもの。）
 - (5) 委託業務において使用する情報システムのセキュリティ仕様書（特定個人情報ファイルを取り扱う場合のみ。第 24 項の事項を証するもの。）
 - (6) クラウドサービス（有料、無料に関わらず、民間事業者等がインターネット上で提供する情報処理サービスで、約款への同意及び簡易なアカウントの登録等により当該機能が利用可能となるサービスのこと。以下同じ。）利用に係るリスク対策文書（委託業務においてクラウドサービスを利用する場合のみ。第 25 項の事項を証するもの。）

(再委託の禁止)

- 4 受託者は、委託業務の全部又は一部を、他の者に再委託してはならない。ただし、附属業務でやむを得ず再委託する必要があるときは、受託者は、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に当該委託契約及び本特記事項を遵守させ、かつ、再受託者にかかる再委託の内容及び第3項に規定する事項を、区に事前に書面をもって通知し、その承認を得なければならない。

再受託者も、委託業務の全部又は一部を、他の者に更に再委託してはならない。附属業務でやむを得ず更に再委託する必要があるときは、再委託と同様の条件と手続きにより、区の承認を得なければならない。更に再委託が繰り返される場合も同様とする。

(目的外使用等及び複写等の禁止)

- 5 受託者は、委託業務で取り扱う情報を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。
- 6 受託者は、区が委託業務での使用を目的として受託者に提供し、又は貸与する情報及び情報資産（世田谷区電子計算組織の運営に関する規則（平成16年世田谷区規則第47号）第2条第9号に規定する情報資産をいう。以下同じ。）を、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- 7 受託者は、委託業務で取り扱う情報及び情報資産について、業務上必要なバックアップを取得する場合を除き、区の承認を得ずに複写してはならない。委託業務を実施する上でやむを得ず複写するときは、あらかじめ区に通知し、その承認を得なければならない。この場合において、委託業務の終了後、受託者は、直ちに複写した情報及び情報資産を消去又は廃棄し、使用できない状態にするとともに、情報及び情報資産を消去又は廃棄した日時、担当者及び処理内容を区に報告しなければならない。
- 8 受託者は、区の事前の承諾なく、委託業務で取り扱う情報及び情報資産を区の事業所または受託者の事業所から持ち出してはならない。

(物的セキュリティ対策)

- 9 受託者は、委託業務に使用する情報システムに係る装置の取付けを行う場合は、できる限り、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を受けない場所に設置するものとし、施錠等容易に取り外すことができないよう必要な措置を講じなければならない。
- 10 受託者は、委託業務に係る区が運用する情報システムのサーバ等を区庁舎外に設置する場合は、区の承認を得なければならない。また、定期的に当該サーバ等への情報セキュリティ対策状況について確認するとともに、区から要請があった場合は、その結果を区に報告しなければならない。

- 11 受託者は、その従事者に名札等の着用及び身分証明書等の携帯を義務付け、区の情報システム室その他の区の管理区域に立ち入る場合において区から求められたときは、身分証明書等を提示するよう指導しなければならない。
- 12 受託者は、委託業務で使用するパソコン等の盗難を防止するため、当該パソコン等をセキュリティワイヤーで固定し、又は従事者が業務執行場所を離れる間において施錠可能なロッカー等に収納させるなどの措置を講じなければならない。

(人的セキュリティ対策)

- 13 受託者は、委託業務において、区に提出した情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに区に報告し、代替策について協議しなければならない。
- 14 受託者は、情報及び情報資産を適切に保管するものとし、パソコン等により情報及び情報資産を使用する場合は、第三者に使用され、又は閲覧されることがないように、離席時にパスワードロック又はログオフ等を行わなければならない。
- 15 受託者は、従事者に情報システムの保守又は運用業務に関し、次の事項を遵守させなければならない。
 - (1) 自己が利用している ID は、他人に利用させないこと（ID の共用を指定されている場合は除く。）。
 - (2) 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外の者に利用させないこと。
 - (3) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと（パスワード発行業務を除く。）。
 - (4) パスワードのメモの不用意な作成等により、パスワード流出の機会を作らないこと。
 - (5) パスワードは、十分な長さとし、想像し難い文字列とすること。
 - (6) 複数の情報システムを取り扱う場合は、パスワードを情報システム間で共有しないこと。
 - (7) パソコン等のパスワードの記憶機能を利用しないこと。
 - (8) 社員間でパスワードを共有しないこと（ID の共用を指定されている場合を除く。）。
- 16 受託者は、従事者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。

(技術的及び運用におけるセキュリティ対策)

- 17 受託者は、情報システムの保守又は運用業務を遂行するに当たり、情報システムの変更記録、作業日時及び実施者を記録するとともに、各種アクセス

- 記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を全て取得し、一定期間保存しなければならない。
- 18 受託者は、アクセスログ等を取得するサーバについて、正確な時刻設定を行わなければならない。自動的にサーバ間の時刻同期が可能な場合は、その措置を講じなければならない。
 - 19 受託者は、情報システム等に記録された重要性の高い情報について、定期的にバックアップを取得しなければならない。また、バックアップの取得前にその手法を区に通知し、承認を得なければならない。
 - 20 受託者は、情報システムの開発及び導入に当たり、開発及び導入前に区と協議の上、情報セキュリティに係る検証事項を定め、検証を実施しなければならない。
 - 21 受託者は、委託業務に使用する情報システムがネットワークに接続されている場合は、不正アクセスを防ぐため、常にセキュリティホールが発見に努め、メーカー等からのセキュリティ修正プログラムの提供があり次第、情報システムへの影響を確認し、区と協議の上、修正プログラムを適用しなければならない。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスの情報システムへの侵入及び拡散を防止しなければならない。
 - 22 受託者は、情報システムを開発する場合は、システム開発及びテスト環境と、本番運用環境を分離しなければならない。
 - 23 受託者は、委託業務において特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、当該特定個人情報ファイルをインターネットから物理的又は論理的に分離された環境にて取り扱わなければならない。
 - 24 受託者は、委託業務に使用する情報システムにおいて特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、定期に及び必要に応じ随時に当該情報システムのログ等の分析を行うなど不正アクセス等を検知する仕組みを講じるとともに、当該情報システムの不正な構成変更（許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフトウェアのインストール等）を防止するために必要な措置を講じなければならない。
 - 25 受託者は、委託業務においてクラウドサービスを利用する場合は、当該クラウドサービスの利用に伴い想定される情報セキュリティ上のリスクを回避するために必要な措置を講じなければならない。（例：当該クラウドサービス提供事業者が公表している情報セキュリティ対策内容の確認、受託者が従業員に付与するクラウドサービス用 ID の適切な付与管理、クラウドサービス上に記録した情報が第三者に提供される場合についての確認、サービス利用終了時のデータの取扱い条件の確認、等）

(データのセキュリティ対策)

- 26 受託者は、委託業務に関し、区より情報及び情報資産を受領した場合は、預かり証を区に対して交付しなければならない。また、当該情報及び情報資産を適切に管理するため、情報及び情報資産の受領日時、受領者名、受領し

- た情報及び情報資産の種類等の記録簿を作成するとともに、区から要請があった場合は、速やかに当該記録簿を区に提示しなければならない。
- 27 受託者は、委託業務に係る重要度の高い情報及び情報資産を運搬する場合は、可能な限り暗号化、パスワード設定等の保護対策を行い、鍵付きのケース等に格納する等、情報及び情報資産の滅失や不正利用を防止するための処置を講じなければならない。また、重要度の高い情報を電子メール等で送受信する場合は、暗号化、パスワード設定等の保護対策を行わなければならない。
- 28 受託者は、委託業務で取り扱う情報及び情報資産を施錠可能な金庫、ロッカー等に適切に保管する等善良な管理者の注意をもって当たり、情報及び情報資産の取扱いには十分注意し、情報及び情報資産の滅失、毀損及び漏えい等の防止に努めなければならない。
- 29 受託者は、委託業務が終了したときは、区より受領した情報及び情報資産を速やかに区に返却しなければならない。また、返却が不可能な情報及び情報資産は、区の了承のもと、バックアップデータを含め、情報及び情報資産を使用できないように処置した上で消去又は廃棄し、日時、担当者及び処理内容を区に報告しなければならない。
- 30 受託者は、情報資産の作成業務を終了したときは、直ちに当該情報資産を区があらかじめ指定した職員に引き渡さなければならない。

(電算処理機器の廃棄)

- 31 受託者は、委託業務で使用しているサーバ、パソコン等の機器（以下これらを「電算処理機器」という。）を廃棄する場合は、事前に当該電算処理機器に保存されている情報及び情報資産を消去、復元できない状態にした上で廃棄しなければならない。

(委託業務の報告)

- 32 受託者は、区に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。

(監査、施設への立入検査の受入れ)

- 33 受託者は、情報及び情報資産の情報セキュリティ管理状況について、区の求めに応じて報告するものとする。また、区が必要に応じて監査又は検査を実施する場合は受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。
- 34 受託者は、区が必要とする場合は、業務執行場所へ区の職員の立入りを認めるものとする。

(緊急時の対応)

- 35 受託者は、委託業務において、業務上のトラブル、災害、事故、電算処理機器の不良、故障及び破損等が発生した場合は、直ちに区にその状況について報告し、区の指示に従わなければならない。
- 36 受託者は、委託業務について次に掲げる事象が発生した又は発生したおそれがある場合は、直ちに、区にその状況を具体的に報告しなければならない。
- (1) 情報及び情報資産の滅失
 - (2) 情報及び情報資産の毀損
 - (3) 情報の漏えい
 - (4) 不正アクセス
 - (5) 情報セキュリティポリシーの違反
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに悪影響を及ぼす事象

(サービスレベルの保証)

- 37 受託者は、委託業務のサービスレベルについて、事前に区と合意している場合は、そのサービスレベルを保証するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

- 38 受託者が、本特記事項に違反した場合、区は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者は、本特記事項に違反し、又は本特記事項を履行しなかったことにより、区に損害が生じた場合には、区に対しこれを賠償するものとする。

個人情報保護条例改正に伴う所管課による個別事案の審査基準

現行条例においては、審議会諮問事項が規定されています。しかしながら、法改正により審議会諮問事項は、許容されていません。区としては、法改正後に法の規定を遵守しつつ適正に個人情報保護を図っていくために、所管課による個別事案の審査基準を設けてチェックをすることとします。

現行条例の審議会諮問事項	法改正に基づく区の対応
①収集禁止事項 (第7条)	○改正法の第61条（個人情報の保有の制限等）、第62条（利用目的の明示）、第63条（不適正な利用の禁止）及び第64条（適正な取得）に基づき収集の可否等を判断することとします。 ○国が示しているガイドライン及び事務対応ガイドから該当部分の内容から『個人情報の保有に関する審査基準』《1》を策定し、所管課が適切にチェックし、総括個人情報保護管理者あて報告することとします。
②本人外収集 (第8条・第6条)	
③外部委託 (第12条)	○条例施行規則に基づく個人情報保護管理基準に基づき『外部委託の審査基準』《2》を策定し、所管課が適切にチェックし、総括個人情報保護管理者あて報告することとします。
④目的外利用 (第15条・第14条)	○条例施行規則に基づく個人情報保護管理基準に基づき『目的外利用の審査基準』《3》を策定し、所管課が適切にチェックし、総括個人情報保護管理者あて報告することとします。
⑤外部提供 (第16条・第14条)	○条例施行規則に基づく個人情報保護管理基準に基づき『外部提供の審査基準』《4》を策定し、所管課が適切にチェックし、総括個人情報保護管理者あて報告することとします。
⑥電子計算機への記録 (第17条)	○条例施行規則に基づく個人情報保護管理基準に基づき『オンライン結合・システム導入の審査基準』《5》を策定し、所管課が適切にチェックし、総括個人情報保護管理者あて報告することとします。
⑦回線結合 (第18条)	

個人情報の保有に関する審査基準（案）

個人情報を保有する際には、個人情報保護法に基づき当該審査基準の全項目に適合することが確認できた場合にのみ可能です。また、個人情報を保有するに当たっては、事前に個人情報保護管理者の決裁後、総括個人情報保護管理者あてに報告が必要です。

【注意事項】

- * 条例を含む法令で事務又は業務の遂行に必要な限度でのみ、個人情報を保有することができます。
- * 個人情報の利用目的が明確にされ、その利用目的に沿って適切に取り扱われることが必要です。
- * 本人から直接書面（電磁的記録を含む）に記録された本人の個人情報を取得するときには、法に該当する場合を除き、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならないと法に規定されており遵守する必要があります。

個人情報保有に関する根拠法令、利用目的、保管場所及び利用目的の明示（具体的に記載）

- 法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができるとの規定に適合しているか。また、本人から書面により取得する際の利用目的の明示に適合しているか。その他、別票の全項目に適合するか。

- 保有する個人情報の項目・範囲は利用目的に照らし必要最小限のものか。

個人情報の項目を具体的に記載

個人情報ファイルを保有している事業の場合は、ファイル名及びファイル簿番号

○ファイル名：

○ファイル簿番号：

- 取り扱う項目に要配慮個人情報または条例要配慮個人情報が含まれているか。

○要配慮個人情報 該当無 ・ 該当有

○条例要配慮個人情報 該当無 ・ 該当有

確認年月日 令和 年 月 日

個人情報保護管理者 _____ 部 _____ 課長 氏名 _____

担当 _____ 係 担当者 _____ 連絡先 _____

個人情報保有に関する審査基準（別票）（案）

個人情報を保有する前に、以下のすべての項目に適合するか確認し、「適合」する場合、各チェック欄に 印または設問に従い記載をしてください。不明な点があれば、区政情報課区政情報係あてご相談ください。確認が終わったら、個人情報の保有に関する審査基準に添付してください。

No.	確認項目	チェック欄
1	<p>事務又は業務については、区が事実上行っているというだけでなく、法令上の根拠が必要であるが、根拠規定は明確になっているか。 （ 根拠となる法第61条第1項の「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の区が法令に基づき定める法規が含まれる。）</p>	
2	<p>個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならないとのことに適合するか。 （ 行政機関等の恣意的な判断により利用目的の特定の程度を弱めることは許容されず、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断することができるものでなければならない。）</p>	
3	<p>個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならないとのことに適合するか。 （ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。）</p>	
4	<p>本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、次のいずれかに該当する場合を除き、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならないとの規定において、該当する場合は（1）～（4）の番号を右欄に記載のこと。それ以外の場合は、「該当なし」と記載し、次の5において回答のこと。</p> <p>（1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき（第1号）。 （2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき（第2号）。 （3）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（第3号）。 （4）取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき（第4号）。</p>	

No.	確 認 項 目	チェック欄
5	<p>本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、本人が認識することができる適切な方法により、本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならないことに適合するか。</p> <p>（ 個人情報をその内容に含む書面が一方的に送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」利用目的を明示することが不可能であり、そのような場合は、規定の適用を受けない。）</p>	
6	<p>違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、また、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないとすることを遵守できるか。</p> <p>（ 個人情報を含む情報がインターネット等により公にされている場合であって、単にこれを閲覧するにすぎず、転記等を行わない場合は、個人情報を取得しているとは解されない。）</p>	
7	<p>【利用目的を変更するときのみに回答】</p> <p>行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならないことに適合しているか。</p> <p>（ 「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されることの趣旨であり、行政機関等の恣意的な判断による変更を認めるものではない。）</p>	

外部委託の審査基準（案）

個人情報の外部委託をする際には、この審査基準の全項目に適合することが確認できた場合にのみ可能です。また、外部委託を実施する際には、事前に個人情報保護管理者（個人情報保有課など必要に応じて関連所管課への協議）の決裁後、総括個人情報保護管理者あてに報告が必要です。

【注意事項】

- * 「委託」は契約の形態・種類を問わず、区として行う業務を外部に取り扱わせることをいいます。
- * 委託先に対して必要かつ適切な監督を行っていない場合で、委託先が個人情報の不適切な取扱いを行ったときは、区の法違反と判断されることもありますので、慎重な確認が必要です。

委託の内容（委託の主旨等具体的に記載）

- 委託先の個人情報の保護管理体制が「個人情報を取り扱う業務の外部委託基準」を満たし、委託に伴って付される条件（個人情報の授受の方法、作業場所、処理方法等）が、個人情報保護の見地から適切か。別票の全項目に適合するか。

「個人情報保護管理基準」の【第9 個人情報の取扱いの委託】の部分について確認する。契約の際に、「個人情報を取り扱う業務委託の特記事項」又は「電算処理の業務委託契約の特記事項（兼電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項）」を付しているか。付さない契約の場合や契約書を交わさない委託の場合は、同レベルの条件を付しているか。授受の方法に応じた個人情報の保護措置が講じられているか。授受に際し、個人情報保護管理基準及び情報セキュリティポリシー等に則った手順を実施しているか。

- 委託に伴って取り扱われる個人情報の項目・範囲は必要最小限のものか。

個人情報の項目を具体的に記載

個人情報ファイルを保有している事業の場合は、ファイル名及びファイル簿番号

- ファイル名：
○ファイル簿番号：

- 取り扱う項目に要配慮個人情報または条例要配慮個人情報が含まれているか。

- 要配慮個人情報 該当無 ・ 該当有
○条例要配慮個人情報 該当無 ・ 該当有

確認年月日 令和 年 月 日

個人情報保護管理者 部 課長 氏名

担当 係 担当者 連絡先

外部委託の審査基準（別票A）【マニュアル処理による委託】 （案）

必ず契約締結前に、契約予定の事業者に対して、以下のすべての項目に適合するか確認を求め、「適合」する場合、各チェック欄に 印をしてください。確認が終わったら、外部委託の審査基準に添付してください。不明な点があれば、区政情報課区政情報係あてご相談ください。

No.	確認項目	チェック欄
1	（秘密保持義務） 受託者は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。また、契約期間満了後も同様とする。	
2	（書面主義の原則） 受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。	
3	（管理体制等の通知） 受託者は、この契約の締結後直ちに、以下の文書を委託者に提出しなければならない。 （1）個人情報保護に関する社内規程又は基準 （2）以下の内容を含む従事者名簿 個人情報を取り扱う者の氏名、責任及び役割 委託業務において個人情報の授受に携わる者の氏名及び業務執行場所 緊急連絡先一覧 （3）委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書	
4	（再委託の禁止） 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の全部又は一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を委託者に通知し、委託者の承諾を得なければならない。また、再受託者（委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にも、この契約を遵守させなければならない。	
5	（目的外使用及び外部提供の禁止） 受託者は、個人情報を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。	
6	（複写及び複製の禁止） 受託者は、個人情報の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。	
7	委託者の許可を受けて複写又は複製したときは、委託業務の終了後直ちに当該複写物又は複製物を利用できないよう処分又は委託者へ提出しなければならない。	

No.	確認項目	チェック欄
8	<p>(安全管理措置の実施)</p> <p>受託者は、委託業務において、委託者に提出した個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。</p>	
9	<p>受託者は、従事者に対して、個人情報に関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。</p>	
10	<p>受託者は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たり、個人情報の漏えい、滅失、毀損等(以下「漏えい等」という。)の事故を防止しなければならない。</p>	
11	<p>(委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)</p> <p>受託者は、委託業務が終了したときは、速やかに、委託業務に使用した個人情報の消去及び個人情報が記録された媒体の返却をしなければならない。</p>	
12	<p>(委託業務の報告)</p> <p>受託者は、委託者に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。</p>	
13	<p>(監査、施設への立入検査の受入れ)</p> <p>受託者は、委託者が必要とする場合、監査又は検査を受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。</p>	
14	<p>受託者は、委託者が必要とする場合は、業務執行場所へ委託者の職員の立入りを認めるものとする。</p>	
15	<p>(個人情報の漏えい等の対応)</p> <p>受託者は、個人情報の漏えい等が生じたとき、又は漏えい等が生じたおそれがあるときには直ちに委託者に対して連絡するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。</p>	
16	<p>(契約解除及び損害賠償)</p> <p>受託者が、個人情報の取扱いについて法令及び本特記事項に違反した場合、委託者は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者が、個人情報の取扱いにつき法令及び本特記事項に違反したことにより、委託者に損害が生じた場合には、これを賠償するものとする。</p>	
17	<p>【契約書を交わさない場合のみ】</p> <p>当該業務は日本国の法令に準拠し、当該業務に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p>	

外部委託の審査基準（別票B）【電算処理による委託】 （案）

必ず契約締結前に、以下の項目のうち、電算処理の類型に応じて契約条件とするべきすべての項目について、契約予定の事業者に対して確認を求め、「適合」する場合、各チェック欄に印をしてください。契約条件にあてはまらない項目には「 - 」と記載してください。確認が終わったら、外部委託の審査基準に添付してください。不明な点があれば、区政情報課区政情報係あてご相談ください。

No.	確 認 項 目	チェック欄
1	<p>（秘密保持義務）</p> <p>受託者は、当該委託契約（業務内容に保守委託を伴う賃貸借契約等を含む。以下同じ。）に係る電算処理業務（以下「委託業務」という。）により知り得た個人情報その他の情報（以下「情報」という。）を、いかなる理由があっても第三者に漏らしてはならず、この旨を委託業務に従事する者（以下「従事者」という。）へ周知徹底しなければならない。また、契約期間満了後も、同様とする。</p>	
2	<p>（書面主義の原則）</p> <p>受託者は、本特記事項により通知、報告、提出等が求められている事項については、特段の定めがない限り、書面により行うものとする。</p>	
3	<p>（管理体制等の通知）</p> <p>受託者は、当該委託契約の締結後直ちに、以下の文書を区に提出しなければならない。提出後に内容の変更があった場合も、同様とする。</p> <p>(1) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準</p> <p>(2) 以下の内容を含む従事者名簿</p> <p style="padding-left: 20px;">電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所</p> <p style="padding-left: 20px;">委託業務において個人情報を取り扱う者の氏名、責任、役割及び個人情報の授受に携わる者の氏名並びに業務執行場所</p> <p style="padding-left: 20px;">委託業務に関する緊急時連絡先一覧</p> <p>(3) 委託業務に係る実施スケジュールを明記した文書</p> <p>(4) 委託業務において使用する情報システムのネットワーク構成図(特定個人情報ファイル(コンピュータ等で検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、個人番号をその内容に含むもの。以下同じ。))を取り扱う場合のみ。第23項の事項を証するもの。)</p> <p>(5) 委託業務において使用する情報システムのセキュリティ仕様書(特定個人情報ファイルを取り扱う場合のみ。第24項の事項を証するもの。)</p> <p>(6) クラウドサービス(有料、無料に関わらず、民間事業者等がインターネット上で提供する情報処理サービスで、約款への同意及び簡易なアカウ</p>	

No.	確認項目	チェック欄
	ントの登録等により当該機能が利用可能となるサービスのこと。以下同じ。) 利用に係るリスク対策文書(委託業務においてクラウドサービスを利用する場合のみ。第25項の事項を証するもの。)	
4	<p>(再委託の禁止)</p> <p>受託者は、委託業務の全部又は一部を、他の者に再委託してはならない。ただし、附属業務でやむを得ず再委託する必要があるときは、受託者は、再受託者(委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に当該委託契約及び本特記事項を遵守させ、かつ、再受託者にかかる再委託の内容及び第3項に規定する事項を、区に事前に書面をもって通知し、その承認を得なければならない。</p> <p>再受託者も、委託業務の全部又は一部を、他の者に更に再委託してはならない。附属業務でやむを得ず更に再委託する必要があるときは、再委託と同様の条件と手続きにより、区の承認を得なければならない。更に再委託が繰り返される場合も同様とする。</p>	
5	<p>(目的外使用等及び複写等の禁止)</p> <p>受託者は、委託業務で取り扱う情報を委託業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。</p>	
6	<p>受託者は、区が委託業務での使用を目的として受託者に提供し、又は貸与する情報及び情報資産(世田谷区電子計算組織の運営に関する規則(平成16年世田谷区規則第47号)第2条第9号に規定する情報資産をいう。以下同じ。)を、委託業務以外の目的に使用してはならない。</p>	
7	<p>受託者は、委託業務で取り扱う情報及び情報資産について、業務上必要なバックアップを取得する場合を除き、区の承認を得ずに複写してはならない。委託業務を実施する上でやむを得ず複写するときは、あらかじめ区に通知し、その承認を得なければならない。この場合において、委託業務の終了後、受託者は、直ちに複写した情報及び情報資産を消去又は廃棄し、使用できない状態にするとともに、情報及び情報資産を消去又は廃棄した日時、担当者及び処理内容を区に報告しなければならない。</p>	
8	<p>受託者は、区の事前の承諾なく、委託業務で取り扱う情報及び情報資産を区の事業所または受託者の事業所から持ち出してはならない。</p>	
9	<p>(物的セキュリティ対策)</p> <p>受託者は、委託業務に使用する情報システムに係る装置の取付けを行う場合は、できる限り、火災、水害、埃、振動、温度、湿度等の影響を受けない場所に設置するものとし、施錠等容易に取り外すことができないよう必要な措置を</p>	

No.	確 認 項 目	チェック欄
	講じなければならない。	
10	受託者は、委託業務に係る区が運用する情報システムのサーバ等を区庁舎外に設置する場合は、区の承認を得なければならない。また、定期的に当該サーバ等への情報セキュリティ対策状況について確認するとともに、区から要請があった場合は、その結果を区に報告しなければならない。	
11	受託者は、その従事者に名札等の着用及び身分証明書等の携帯を義務付け、区の情報システム室その他の区の管理区域に立ち入る場合において区から求められたときは、身分証明書等を提示するよう指導しなければならない。	
12	受託者は、委託業務で使用するパソコン等の盗難を防止するため、当該パソコン等をセキュリティワイヤーで固定し、又は従事者が業務執行場所を離れる間において施錠可能なロッカー等に収納させるなどの措置を講じなければならない。	
13	(人的セキュリティ対策) 受託者は、委託業務において、区に提出した情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準を遵守しなければならない。また、情報セキュリティ対策について不明な点、遵守することが困難な点等がある場合は、速やかに区に報告し、代替策について協議しなければならない。	
14	受託者は、情報及び情報資産を適切に保管するものとし、パソコン等により情報及び情報資産を使用する場合は、第三者に使用され、又は閲覧されることがないように、離席時にパスワードロック又はログオフ等を行わなければならない。	
15	受託者は、従事者に情報システムの保守又は運用業務に関し、次の事項を遵守させなければならない。 (1) 自己が利用している ID は、他人に利用させないこと (ID の共用を指定されている場合は除く。) (2) 共用 ID を利用する場合は、共用 ID の利用者以外の者に利用させないこと。 (3) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと (パスワード発行業務を除く。) (4) パスワードのメモの不用意な作成等により、パスワード流出の機会を作らないこと。 (5) パスワードは、十分な長さとし、想像し難い文字列とすること。 (6) 複数の情報システムを取り扱う場合は、パスワードを情報システム間で共有しないこと。 (7) パソコン等のパスワードの記憶機能を利用しないこと。	

No.	確 認 項 目	チェック欄
	(8) 社員間でパスワードを共有しないこと (ID の共用を指定されている場合を除く。)	
16	受託者は、従事者に対して、情報セキュリティに関する教育及び緊急時対応のための訓練を計画的に実施しなければならない。	
17	(技術的及び運用におけるセキュリティ対策) 受託者は、情報システムの保守又は運用業務を遂行するに当たり、情報システムの変更記録、作業日時及び実施者を記録するとともに、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を全て取得し、一定期間保存しなければならない。	
18	受託者は、アクセスログ等を取得するサーバについて、正確な時刻設定を行わなければならない。自動的にサーバ間の時刻同期が可能な場合は、その措置を講じなければならない。	
19	受託者は、情報システム等に記録された重要性の高い情報について、定期的にバックアップを取得しなければならない。また、バックアップの取得前にその手法を区に通知し、承認を得なければならない。	
20	受託者は、情報システムの開発及び導入に当たり、開発及び導入前に区と協議の上、情報セキュリティに係る検証事項を定め、検証を実施しなければならない。	
21	受託者は、委託業務に使用する情報システムがネットワークに接続されている場合は、不正アクセスを防ぐため、常にセキュリティホールの発見に努め、メーカー等からのセキュリティ修正プログラムの提供があり次第、情報システムへの影響を確認し、区と協議の上、修正プログラムを適用しなければならない。また、ウィルスチェックを行い、ウィルスの情報システムへの侵入及び拡散を防止しなければならない。	
22	受託者は、情報システムを開発する場合は、システム開発及びテスト環境と、本番運用環境を分離しなければならない。	
23	受託者は、委託業務において特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、当該特定個人情報ファイルをインターネットから物理的又は論理的に分離された環境にて取り扱わなければならない。	
24	受託者は、委託業務に使用する情報システムにおいて特定個人情報ファイルを取り扱う場合は、定期に及び必要に応じ随時に当該情報システムのログ等の分析を行うなど不正アクセス等を検知する仕組みを講じるとともに、当該情報システムの不正な構成変更 (許可されていない電子媒体、機器の接続等、ソフ	

No.	確認項目	チェック欄
	トウェアのインストール等)を防止するために必要な措置を講じなければならない。	
25	受託者は、委託業務においてクラウドサービスを利用する場合は、当該クラウドサービスの利用に伴い想定される情報セキュリティ上のリスクを回避するために必要な措置を講じなければならない。(例：当該クラウドサービス提供事業者が公表している情報セキュリティ対策内容の確認、受託者が従業員に付与するクラウドサービス用 ID の適切な付与管理、クラウドサービス上に記録した情報が第三者に提供される場合についての確認、サービス利用終了時のデータの取扱い条件の確認、等)	
26	(データのセキュリティ対策) 受託者は、委託業務に関し、区より情報及び情報資産を受領した場合は、預かり証を区に対して交付しなければならない。また、当該情報及び情報資産を適切に管理するため、情報及び情報資産の受領日時、受領者名、受領した情報及び情報資産の種類等の記録簿を作成するとともに、区から要請があった場合は、速やかに当該記録簿を区に提示しなければならない。	
27	受託者は、委託業務に係る重要度の高い情報及び情報資産を運搬する場合は、可能な限り暗号化、パスワード設定等の保護対策を行い、鍵付きのケース等に格納する等、情報及び情報資産の滅失や不正利用を防止するための処置を講じなければならない。また、重要度の高い情報を電子メール等で送受信する場合は、暗号化、パスワード設定等の保護対策を行わなければならない。	
28	受託者は、委託業務で取り扱う情報及び情報資産を施錠可能な金庫、ロッカー等に適切に保管する等善良な管理者の注意をもって当たり、情報及び情報資産の取扱いには十分注意し、情報及び情報資産の滅失、毀損及び漏えい等の防止に努めなければならない。	
29	受託者は、委託業務が終了したときは、区より受領した情報及び情報資産を速やかに区に返却しなければならない。また、返却が不可能な情報及び情報資産は、区の上の了承のもと、バックアップデータを含め、情報及び情報資産を使用できないように処置した上で消去又は廃棄し、日時、担当者及び処理内容を区に報告しなければならない。	
30	受託者は、情報資産の作成業務を終了したときは、直ちに当該情報資産を区があらかじめ指定した職員に引き渡さなければならない。	
31	(電算処理機器の廃棄) 受託者は、委託業務で使用しているサーバ、パソコン等の機器(以下これらを「電算処理機器」という。)を廃棄する場合は、事前に当該電算処理機器に保存されている情報及び情報資産を消去、復元できない状態にした上で廃棄し	

No.	確 認 項 目	チェック欄
	なければならない。	
32	<p>(委託業務の報告)</p> <p>受託者は、区に対し、委託業務の状況を定期的に報告するものとする。ただし、必要があるときは、その都度報告するものとする。</p>	
33	<p>(監査、施設への立入検査の受入れ)</p> <p>受託者は、情報及び情報資産の情報セキュリティ管理状況について、区の求めに応じて報告するものとする。また、区が必要に応じて監査又は検査を実施する場合は受け入れなければならない。なお、再受託者及び更に再委託が繰り返される場合も同様とする。</p>	
34	<p>受託者は、区が必要とする場合は、業務執行場所へ区の職員の立入りを認めるものとする。</p>	
35	<p>(緊急時の対応)</p> <p>受託者は、委託業務において、業務上のトラブル、災害、事故、電算処理機器の不良、故障及び破損等が発生した場合は、直ちに区にその状況について報告し、区の指示に従わなければならない。</p>	
36	<p>受託者は、委託業務について次に掲げる事象が発生した又は発生したおそれがある場合は、直ちに、区にその状況を具体的に報告しなければならない。</p> <p>(1) 情報及び情報資産の滅失 (2) 情報及び情報資産の毀損 (3) 情報の漏えい (4) 不正アクセス (5) 情報セキュリティポリシーの違反 (6) 前各号に掲げるもののほか、情報セキュリティに悪影響を及ぼす事象</p>	
37	<p>(サービスレベルの保証)</p> <p>受託者は、委託業務のサービスレベルについて、事前に区と合意している場合は、そのサービスレベルを保証するものとする。</p>	
38	<p>(契約解除及び損害賠償)</p> <p>受託者が、本特記事項に違反した場合、区は、この契約を解除することができる。ただし、債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、受託者は、本特記事項に違反し、又は本特記事項を履行しなかったことにより、区に損害が生じた場合には、区に対しこれを賠償するものとする。</p>	

目的外利用の審査基準（別票）（案）

実施機関内部から利用の申し出があった場合、法第69条の規定に基づき、利用の可否を検討します。

・法第69条第1項

「法令」に基づく利用

・根拠法令：

第1項の「法令」は法律、政令、府省令等。訓令や通達は含まず、条例も基本的には含まれない。

・法第69条第2項

「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない」

かつ 「以下のいずれか」に該当する

本人の同意がある（第2項第1号）

業務の遂行に必要な限度で利用することに相当の理由がある（第2項第2号）

・相当の理由：

【相当の理由】

実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、社会通念上、客観的にみて合理的な理由といえるものである必要がある。

< 参考 >

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(以下略)

外部提供の審査基準（案）

審査基準〈4〉

個人情報を外部提供する際には、この審査基準の全項目に適合することが確認できた場合にのみ可能です。また、外部提供を実施する際には、事前に個人情報保護管理者（個人情報保有課など必要に応じて関連所管課への協議）の決裁後、総括個人情報保護管理者あてに報告が必要です。

【注意事項及び確認すべき観点】

- * 「提供」…保有している個人情報を実施機関の外部へ提供すること。
- * 区民のプライバシーの権利を守る視点が確保されているか。
- * 提供できる法令上の規定があっても、提供させることが義務付けられるわけではない。安易な提供を行わないよう法令の趣旨に沿って提供の可否を検討すること。
- * 法令に直接規定されていない提供については、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は、提供することができない。その上で、本人の同意を得た場合を除き、相当の理由又は特別な理由が必要。

提供先・提供先での利用目的（提供先での利用目的は具体的に記載）

- 提供先：
○提供先での利用目的：

- 外部提供する理由は妥当であるか。別票で根拠を確認する。
法第69条に基づき提供できる理由に該当する項号のいずれかに丸印をつける。
【第1項該当】 / 【第2項第1号該当】 / 【第2項第3号該当】 / 【第2項第4号該当】
法第69条第2項第3号・第4号の場合は、書面を要する場合があるので注意する。
- 提供先での個人情報の保護管理体制は十分か。提供にあたっての条件は何か。提供した個人情報の利用についての制限を相手方に付しているか。
提供の方法に応じた個人情報の保護措置が講じられているか。提供の際、個人情報保護管理基準及び情報セキュリティポリシー等に則った手順を実施しているか。
- 提供する個人情報の項目・範囲は最小限のものか。
個人情報の項目を具体的に記載

個人情報ファイルを保有している事業の場合は、ファイル名及びファイル簿番号

- ファイル名：
○ファイル簿番号：

- 取り扱う項目に要配慮個人情報または条例要配慮個人情報が含まれているか。
- 要配慮個人情報 該当無 ・ 該当有
○条例要配慮個人情報 該当無 ・ 該当有

確認年月日 令和 年 月 日

個人情報保護管理者 _____ 部 _____ 課長 氏名 _____

担当 _____ 係 担当者 _____ 連絡先 _____

外部提供の審査基準（別票）（案）

他の実施機関、外部から提供の申し出があった場合、法第69条の規定に基づき、提供の可否を検討します。

・法第69条第1項

「法令」に基づく提供

根拠法令：

第1項の「法令」は法律、政令、府省令等。訓令や通達は含まず、条例も基本的には含まれない。

例)・刑事訴訟法第197条第2項（捜査に必要な取調べ）

同法第507条（公務所等への照会）

・弁護士法第23条の2（報告の請求）

・民事訴訟法第186条（調査の囑託）、第223条第1項（文書提出命令等）及び第226条（文書送付の囑託）

・法第69条第2項

「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない」

かつ 「以下のいずれか」に該当する

本人の同意がある 又は 本人に提供する（第2項第1号）

他の実施機関、国、独立行政法人、他の自治体、地方独立行政法人が行う業務において必要な限度において利用することに相当の理由がある（第2項第3号）

・相当の理由：

専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用されるものとして提供する（第2項第4号）

提供することが明らかに本人の利益になる（第2項第4号）

提供することについて特別の理由がある（第2項第4号）

・特別の理由：

* 提供前に区政情報課区政情報係へ連絡

【相当の理由】

実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、社会通念上、客観的にみて合理的な理由といえるものである必要がある。

< 続く >

【特別の理由】

「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要。

具体的には、行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、提供を受ける側の事務が緊急を要すること、当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等

< 参考 >

第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(2) (略)

(3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

審査基準《5》

オンライン結合・システム導入における審査基準（案）

個人情報を利用しオンライン結合による民間サービスの利用、または、システム導入をする際には、この審査基準及び別票に定める項目に適合することが確認できた場合にのみ実施可能です。また、実施する際には、事前に個人情報保護管理者（個人情報保有課など必要に応じて関連所管課への協議）の決裁後、総括個人情報保護管理者あてに報告が必要です。

オンライン結合・システム導入における別票の確認項目をチェックし、それを添えて、決裁をしてください。

オンライン結合またはシステム導入の内容

（主旨及び開始時期等具体的に記載）

取り扱う個人情報の項目・範囲は必要最小限のものか。

個人情報の項目を具体的に記載

--

* 新規のシステム構築の場合は、個人情報ファイル簿の作成・公表について区政情報課区政情報係と協議してください。

個人情報ファイルを保有している事業の場合は、ファイル名及びファイル簿番号

- | |
|-----------|
| ○ファイル名： |
| ○ファイル簿番号： |

取り扱う項目に要配慮個人情報または条例要配慮個人情報が含まれているか。

- 要配慮個人情報 該当無 ・ 該当有
○条例要配慮個人情報 該当無 ・ 該当有

確認年月日 令和 年 月 日

個人情報保護管理者 _____ 部 _____ 課長 氏名 _____

担当 _____ 係 担当者 _____ 連絡先 _____

オンライン結合・システム導入における審査基準（別票） 【根拠：個人情報保護管理基準】（案）

事業検討段階から、以下のすべての各確認項目について確認し「適合」するように検討を進めてください。「適合」しない場合には、事業の見直し等の検討が必要になりますので、あらかじめご承知おきください。「適合」が確認できた場合、各チェック欄に 印をしてください。なお、所管課が事業予定のオンライン結合・システム導入において、確認項目が対象外等の場合は、その旨を具体的に記載してください。

全て確認が終わったら、確認日等を記入するとともに、オンライン結合・システム導入の審査基準に添付してください。

必要に応じて、個人情報の取扱いに関しては区政情報課区政情報係あて、セキュリティ等に関してはDX推進担当課あて、ご相談ください。

No.	確 認 項 目	チェック欄
1	<p>保有個人情報の取扱い</p> <p>1 アクセス制限</p> <p>(1) 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容()に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。</p> <p>() 特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度などを考慮する。以下同じ。</p> <p>(2) アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。</p> <p>(3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。</p>	
2	<p>2 複製等の制限</p> <p>職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、個人情報保護管理者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、個人情報保護管理者の指示に従い行う。</p> <p>(1) 保有個人情報の複製</p> <p>(2) 保有個人情報の送信</p> <p>(3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し</p> <p>(4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為</p>	
3	<p>3 誤りの訂正等</p> <p>職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。</p>	

No.	確認項目	チェック欄
4	<p>4 媒体の管理等</p> <p>職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を施錠できる場所に保管する。取り違えや紛失を防止するため、各媒体の保管場所の区域を定めること。記録されている保有個人情報の性質に応じ、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管等を行う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ICカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。</p>	
5	<p>5 誤送付等の防止</p> <p>職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体（ ）の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。</p> <p>（ ）文書の内容だけでなく、付加情報（PDFファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれている場合があることに注意する。</p>	
6	<p>6 廃棄等</p> <p>職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。</p> <p>特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。</p>	
7	<p>7 保有個人情報の取扱状況の記録</p> <p>個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。</p>	
8	<p>8 外的環境の把握</p> <p>保有個人情報が、外国（ ）において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（ ）クラウドサービス提供事業者が所在する外国及び個人データが保存されるサーバが所在する外国も該当する。</p>	

No.	確認項目	チェック欄
9	<p>情報システムにおける安全の確保等</p> <p>1 アクセス制御</p> <p>(1) 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる()。</p> <p>() アクセス制御の措置内容は、必要最小限のアクセス権限を具体化するものである必要がある。</p> <p>(2) 個人情報保護管理者は、上記(1)の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。</p>	
10	<p>2 アクセス記録</p> <p>(1) 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録(以下「アクセス記録」という。)を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 個人情報保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。</p>	
11	<p>3 アクセス状況の監視</p> <p>個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。</p>	
12	<p>4 管理者権限の設定</p> <p>個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。</p>	
13	<p>5 外部からの不正アクセスの防止</p> <p>個人情報保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。</p>	
14	<p>6 不正プログラムによる漏えい等の防止</p> <p>個人情報保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずる。</p>	

No.	確認項目	チェック欄
15	<p>7 情報システムにおける保有個人情報の処理 職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。個人情報保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。</p>	
16	<p>8 暗号化 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員()は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。 ()職員が行う暗号化には、適切なパスワードの選択、その漏えい防止の措置等が含まれる。</p>	
17	<p>9 記録機能を有する機器・媒体の接続制限 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。</p>	
18	<p>10 端末の限定 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。</p>	
19	<p>11 端末の盗難防止等 (1)個人情報保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。 (2)職員は、個人情報保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。</p>	
20	<p>12 第三者の閲覧防止 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。</p>	
21	<p>13 入力情報の照合等 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行う。</p>	
22	<p>14 バックアップ 個人情報保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。</p>	